

平成 3 1 年

文教委員会会議録

と き 平成 3 1 年 2 月 2 5 日

品 川 区 議 会

平成31年 品川区議会文教委員会

日 時 平成31年 2月25日 (月) 午前10時00分～午後 3時19分
場 所 品川区議会 議会棟 5階 第4委員会室

出席委員 委員長 塚本 よしひろ 君 副委員長 鈴木 博 君
委員 渡部 茂 君 委員 つる 伸一郎 君
委員 南 恵子 君 委員 飯沼 雅子 君
委員 石田 しんご 君 委員 高橋 しんじ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 本 城 教 育 次 長
有 馬 庶 務 課 長 篠 田 学 務 課 長
若生学校制度担当課長 熊 谷 指 導 課 長
大関教育総合支援センター長 横 山 品 川 図 書 館 長
福 島 子 ど も 未 来 部 長 高 山 子 ど も 育 成 課 長
二ノ宮児童相談所移管担当課長 廣 田 子 ど も 家 庭 支 援 課 長
佐 藤 保 育 課 長 吉 田 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長
大 澤 保 育 支 援 課 長 溝 口 公 園 課 長

○午前10時00分開会

○塚本委員長

それでは、ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項、およびその他を予定しております。

また、請願・陳情審査に際し、後ほど公園課長にご同席いただきますので、あらかじめご了承ください。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

(1) 第15号議案 品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○塚本委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

初めに、(1)第15号議案、品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○高山子ども育成課長

おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、第15号議案、品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。お手元に配付しております資料はA4判1枚でございます。

まず、子ども・子育て会議でございますが、区では平成25年7月に子ども・子育て支援法に基づく区長の附属機関として、品川区子ども・子育て会議を設置し、区における子ども・子育てに関する施策について、調査・支援を行ってまいりました。

それでは、項目の1番をご覧ください。改正理由でございますが、品川区子ども・子育て会議におきましては、子ども・子育て支援事業計画のほか、主に保育関連施策を中心とした審議をこの間行っていることから、会議の運営内容に応じた庶務所管とすることで効率的な運営を図ることにございます。

次に、項目の2番、改正内容でございますが、第7条の庶務の所管を子ども未来部子ども育成課から、子ども未来部保育課とするものでございます。

次に、項目の3番、施行期日でございますが、平成31年4月1日から施行とさせていただきます。

なお、本条例の改正に伴い、改正条例の付則におきまして、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正もお願いするものでございます。こちらは、条例の別表におきまして、品川区の附属機関の一覧が規定されているところでございますが、別表中の附属機関の掲載順序は、附属機関を所管する組織順となっておりますことから、今般庶務の所管が子ども育成課から保育課に移ることに伴い、別表中の品川区子ども・子育て会議の掲載順序が品川区奨学金運営委員会の後に位置するといった変更もあわせてお願いするものでございます。

私からの説明は以上となります。よろしくご審議のほうお願い申し上げます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○飯沼委員

改正理由のところに、「会議の運営内容に応じた庶務所管とすることで効率的な運営を図る」とありますが、当初は子ども育成課がふさわしいということで、内容的なもので保育課に移したほうが良いと、子ども・子育て会議の内容とかが変わったのか、その辺をもうちょっと詳しく教えてください。

○高山子ども育成課長

所管としての会議の中身とどのようなふさわしさがあるかという点でございます。当初は子ども・子育て会議の審議の内容は、子ども・子育て支援事業計画という、主に保育の關係の内容を審議する計画と、それから次世代育成支援対策推進行動計画というのがございまして、これが青少年の健全育成、少子化対策などに資するような内容の計画と、その2つの計画を子ども・子育て会議という一つの会議体で審議いただいていたのですが、今般、品川区子ども・若者計画という新たな計画が本年度の4月からスタートし、それに伴い次世代育成支援対策推進行動計画の内容については、子ども・若者計画の中に吸収するというような変更を行ったところでございます。純然たる、今子ども・子育て会議で審議いただくのは、子ども・子育て支援事業計画という保育の内容を主とする、そのような審議内容に特化されたということをもちまして、今回の条例改正をお願いするものでございます。

○飯沼委員

ありがとうございました。わかりました。

あと、今回の条例は、所管が変わることだけで、ほかは何もないのかどうか、その確認をできますでしょうか。

○高山子ども育成課長

今回の改正理由の中に書かせていただきましたとおり、その内容にふさわしい所管が庶務事項を所管するといった以上の変更は今回ご提案するものではございません。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

○高橋（し）委員

確認させていただきたいのですが、そうすると、庶務の担当の方は、子ども育成課のほうにいたのですが、今度は保育課のほうでこの庶務所管の職務というんですか、役割をまた庶務担当の方が新しくどなたかなると。そういうことに関しては、特に条例云々ではなくて、組織が変わるのかなと思うのですが、その辺の扱いはどのようになるのでしょうか。

○高山子ども育成課長

いわゆる会議の開催にかかわるさまざまな事務処理事項、そういったものを保育課で一手に担うとともに、今回の平成31年度当初予算においても、これまで1目子ども育成費という予算においてこの会議にかかる費用を計上してきたのですが、今回の平成31年度予算から、3目児童保育費という予算ということで、予算と権限ともども、今回平成31年度から分掌とする切り替え・変更を行っていくと、そのような趣旨のものでございます。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。そうすると、保育課のほうの係長かどなたかがこれを担当することになるのでしょうか。そこを、すみません。

○高山子ども育成課長

今回の条例改正とともに規則のほうも変更を加えまして、保育課の係にこれまで子ども育成課の庶務

係で担っていた事務そのものを移すというようなことですので、保育課の係において処理していくということとなります。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成です。

○つる委員

賛成です。

○飯沼委員

賛成です。

○石田（し）委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○塚本委員長

それでは、これより第15号議案、品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(2) 第16号議案 品川区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例

○塚本委員長

次に、(2)第16号議案、品川区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○廣田子ども家庭支援課長

それでは、私から第16号議案、品川区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。お手元にA4の資料を1枚ご用意してございます。

まず、廃止の理由ですが、女性福祉資金は、配偶者のない女性等の経済的自立の助成を目的といたしまして、修学資金および、お子さんの就学支度資金から成る貸付制度でしたが、東京都母子福祉資金等の他制度の充実により、近年貸付実績がほとんどなくなっております。対象となる事例が出ましても、他制度にてカバーできることから判断いたしまして、今回廃止を提案するものでございます。

施行期日については、平成31年4月1日、経過措置といたしまして、本条例改正前に貸し付けの決定を受けた女性福祉資金につきましては、改正前の条例を適用するものでございます。現在、貸し付けを継続している方につきましては、大学に行くための資金ということで1名、2021年3月卒業予定の方1名となっております。貸付金を現在償還している方は28名いるところでございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

この女性福祉資金の廃止理由というか、上段にも書かれてあるとおり、経済的自立の助成ということを中心に制度として設定されているものですね。区は、説明の中で、利用実績がほとんどないということなのですけれども、その分析をどういうふうに見られるのか、ちょっとそのあたりを聞きたいなと思います。目的に対する利用実績が少ないということがどういうことなのかということです。やはり品川区も女性の自立のための支援策というのは、福祉資金の貸し付けだけではなくて、いろいろな形でやってきていると思っているのですが、そういう他の制度が有効に効果を発揮して、今回この貸し付けを申し出る方が少なくなっていると見ていいのかどうか。ちょっとそのあたりも含めて教えていただきたいというのが1つです。

それから、この貸付条例というのは、五、六年前に修学資金あるいは支度資金だけではなくてほかのいろいろな資金もあったと思っているのですけれども、そのところがなくなり、修学資金等々の今の制度がなくなるというのは、それで本当にいいのかなというのは非常に判断が迷うところなのですけれども、そういう経過も含めてもう少し教えていただきたいと思っています。

3つ目には、品川区もかつてこの貸付条例で設定していたいろいろな種類の貸し付けを、他の区はやはり、今でもずっと継続しているところが結構多いです。11種類、修学資金だけではなくて、事業資金だとか技術を習得する資金だとか、そういうものも結構あって、利息も品川区の場合は無利子というところがあったのです。利息もそんなに高くはないけれどもやっていたという状況に対して、品川区としては、検討の過程の中で他区の状況も検討されたと思うのですが、その後どういうふうに評価しているかという、とりあえず、3点よろしく願いいたします。

○廣田子ども家庭支援課長

まず1番目に、利用実績についての考え方でございますけれども、その次の質問と関係するのですが、平成25年の改正のときにもほぼ活用することはなく、修学資金等のみ活用されているというところまでこれだけ残したという経過があるのですが、その際になぜ残したかという理由が、貸し付けを受ける母子のお子さんのほうが20歳を過ぎたときに母子福祉資金では対応できないということで、20歳以上のお子さんの資金を借りる場合に拾うところがないというところで残したという経過がございます。ということで、母子福祉資金を補完するためという理由があったのですが、平成26年に母子福祉資金が20歳を過ぎたお子さんでも兄弟に20歳未満のお子さんがいらっしゃれば貸し付けができることになりましたので、一つそこで解決したものです。また、ご兄弟に20歳未満のお子さんがいなかった場合でも、もともとは都の社会福祉協議会の制度で、窓口は区の社会福祉協議会となっている生活福祉資金の中の貸し付けにおいて、借りられる金額が前は低かったのですけれども、現在は女性福祉資金を上回る金額が借りられます。女性福祉資金を存続させた理由、20歳以上のお子さんがいらっしゃる家庭について、母子福祉資金か社会福祉協議会の生活福祉資金の中の教育支援資金で借りることができるよ

うになりましたので、存続させる、残しておく必要性がなくなったというところです。平成25年にも文教委員会で審議させていただいて、そのときの理由が修学資金、それが1つだったのですが、その他の資金については、他制度でやはり補完できるということでご承認いただいているところです。

他区の状況なのですけれども、23区の中で廃止が14区、品川区同様、一部存続させている区が3区、制度としては全部残っているのが6区というところで、制度が残っているのが9区ほどございます。しかしながら、貸し付けの実績については、どの区も1桁です。結局対象となる人口も違いますが、それぞれ1桁程度ということで、各区の状況としては廃止するかどうかというところで、何かのタイミングで廃止を検討していくような傾向になっているところです。

全体の分析といたしましては、無利子の貸し付け、公の貸し付けにつきましては、借り受ける優先順位がありますので、ほとんど貸し付けのない女性福祉資金を残しておくことで、社会福祉協議会で借りたほうがいい方についても、品川区の窓口に一度確認に来ないと社会福祉協議会で受け付けてもらえないという不便さがありました。女性福祉資金、形骸化しているものについては廃止するほうが借り受けするための利便性が向上するということを勘案しまして、今回廃止のご提案をしたものでございます。

○南委員

そうすると、いろいろ説明をいただいて、実績を持っているところの紹介もあったのですがすけれども、女性の自立のために支援する制度というのは、これがなくても十分やっていけるという考え方になっているというふうに受けとめていいのかということが一つです。私、昔までひも解いて調査していないので教えていただきたいのですがすけれども、配偶者のいない女性というのが対象で、また子どもを就学させるだとかいろいろな生活を自分で自立させていく上で、何らかの自立支援制度が必要だということで品川区としても制度をつくってずっと支援してきたと思うのです。そういう点で見たときに、この制度の役割は終わったと認識していると受けとめていいのかというのを伺いたいと思うのです。女性がひとりで生活していくことだけではなくて、子どもを育てながら生活していく、非常に経済的にもいい人もいるだろうけれども、そうではない人が結構多いという状況の中で、やはり生活意欲の助長を図るという考え方というのは私は本当にあっているし、やはりここは公がする責任だろうなと思っているのですが、そういう考え方に対して、廃止をするということはなくしてしまうというふうなことになるわけです、ストレートに。そういうことでいいのかと非常に気になるので、改めてそこの考え方を伺っておきたいと思えます。

○廣田子ども家庭支援課長

女性の自立の支援としてどうかというお話があったのですがすけれども、現在女性福祉資金については、お子さんの就学関係の資金のみ残しておりまして、子どもが20歳を過ぎていても母子家庭のお母さんそのものは母子福祉資金で今まで女性福祉資金にあったメニューについては全て網羅されておりますので、寡婦という形であって、母子・父子・寡婦なので全てカバーできるのと、低所得の方については生活福祉資金のほうはかなり充実していること、あとは商業・ものづくり課のほうで女性の就労支援についても事業に力を入れて拡充しているというところと、これはあくまで貸し付けでありまして、自立支援については就業支援であるとか、さまざまな制度がほかにもございますので、女性福祉資金の修学資金をなくしたからといって、品川区が女性の自立支援を低下させるということにはならないという判断をしています。

○南委員

他の制度で補完しているという話なのだけれども、そうであるなら、生活福祉資金ではどのくらいの

申請があって実行されているのか、実績率ですね。あとは、商業・ものづくり課のほうでもどの程度の状況なのか、それを伺いたと思います。

今、現状の実績と5年前になくしていった以前のいろいろな修学資金、技能習得資金、事業を起業する際の資金、いろいろな種類があったその利用状況と、廃止した後の他の制度で充実して対応できているというその制度の状況がどういふふうになっているのかを見ないと、廃止してもいいとはなりませんので、教えていただきたいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長

あくまでも女性福祉資金について、なくすのは修学の部分ですので、社会福祉協議会で借り受けている方につきましては年間大体40名前後で、区で借りている修学の方についても、大学で比べても40名前後となっております。高校生まで入れれば50名程度となっております。

それで、女性福祉資金はもう平成25年からほかの制度についてはなくしておりますので、事業の継続等については直接は関係ないのではないかと思います。母子福祉資金で事業開始であるとか事業継続であるとかという貸し付けを受ける方は、年間に1名あるかないかというところで、あくまでも女性という、子ども家庭支援課で扱っている資金については低所得の方になるので、事業の開始、事業を起こすという方については非常に少なくなっています。その他の女性全般の自立については押さえてはおりませんが、こちらで貸し付ける場合にも商業・ものづくり課にいらっしゃる経営相談員の方にその事業のスキームが無理のないスキームかという確認のご相談をしてからでないと貸し付けをしておりませんので、向こうで救える制度があれば、そちらで拾えるということになっておりますので、問題は無いものと考えております。

○南委員

やはり私は経済的にも社会的にも立場の弱い女性を対象にしたそういった資金、何年かの経過の中で活用できる制度が狭まっていくということは、他の制度があるからいいのだということにはならない、やはり自治体の使命としてそのところはしっかり据えておくべきだと思うのです。私もちょっと商業・ものづくり課に聞いてみました。女性の創業のところでどの程度の実績があるかという、やはり1年間で十数件です。それが多いか少ないかという評価はなかなか難しいと思うのだけれども、でもやはり品川区39万人いる中で、それだけの実績しか出てこないというのは、これはなかなか厳しいのではないかと思いますし、安心して借りられる、そういう制度はやはり残しておくべきだと思います。

それから、もう一つ借りにくくなっているところとして保証人を確認、つけなくてはいけないと、そのところもあるかと思っているので、やはりいろいろなやり方をずっと通してきて、実績がないからといって切ってしまうのは、非常に余りにも安易というかやめるべきではないかと。もう少し借りられるような内容に工夫をしていくべきではないかと思っているのです。

最後に、この5年間いろいろな制度を切ってきて、修学資金と就学支度資金とこの2つを残してきたその中で、いろいろ借りやすいようにと工夫した実績というのはどういうところがあるのか、あったら教えていただきたいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長

まず、自立の話なのですけれども、ものづくりであったり事業の資金についてはあくまでも自営で自分が立ち上げる人の話でありまして、現在、就労の支援で自立支援プログラムという就職させるための制度がございます、プログラムに申し込んだ毎年三十数名の方については、ほぼ100%就職をさせております。ですので、自立は企業を立ち上げることだけではなく、就労につなげるということも行っ

て、他制度で拾っているところもございますので、これだけで判断するものではないと考えておりますし、女性福祉資金については、ほかの制度で借りることができるので切るわけではありません。そちらについての相談は必ず区の窓口にも来ておりますし、これからも見えますので、母子・寡婦の福祉資金で女性福祉資金の部分は全て拾うことができると、社会福祉協議会の修学資金は保証人を立てなくても借りることができます。社会福祉協議会で今現在もほかの資金の貸し付けの対象であっても、修学資金に関して保証人が立てられない方については、社会福祉協議会の生活福祉資金で救っていただいているというのが現実です。

また、その他の資金については、保証人を立てない場合には、一定の利子のもとに貸し付けすることができるというのが福祉資金ですので、切り捨てているというような考えはしておりません。

○南委員

終わろうと思ったのですけれども、今の説明でちょっと聞かなくてはいけないと思ったので発言します。

保証人を立てなくてもできるのが社会福祉協議会の制度だと、これはこの間も説明をいただいているところなので理解しているのですけれども、私は社会福祉協議会のほうが保証人を立てないからいいのだということで質問したわけではなくて、品川区のこの制度が借りれない、年間1人ぐらしか実績がないような状況の中で、ではもっと多く活用していただくためにはどういう工夫、この制度について不十分なところがあるのであれば、それを補う検討がされてきたのかということを知りたいのです。したがって、そこについてはどうだったのか、改めて伺いたいと思います。借りにくくなっている一つの理由、大きな理由として保証人があるのではないかと思うわけですが、そこについての、ではなくすためには利子をいただくということをおっしゃっていたけれども、それだけなのかどうかも含めて確認したいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長

女性福祉資金を残してきた理由としては、お子さんの年齢であるとか、そこでほかの資金を借りられない方を拾うという制度でしたので、その方たちが母子の生活福祉資金であったり社会福祉協議会の福祉資金であったりということでも借りられるようになったのでやめるものであります。保証人云々で借りにくいということではなく、子どもの年齢要件である等で借りられない人を拾っていたものです。そこが拾えるようになったので、この資金の役割は終わったと考えておまして、保証人については母子福祉資金も女性福祉資金も、都からおりてきた制度で23区共通のもので行っているのです、品川区独自で変えるということは余り考えにくく、社会福祉協議会でやっている福祉資金につきましても、もともと都の社会福祉協議会の制度で、東京都全体でそういう仕組みにしましょうというお約束事ですので、この分野についてはそれで役割は終わったと判断したものです。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

○飯沼委員

冒頭の説明のときに、他の制度でカバーできるというお話だったのですけれども、やはり時代は変わってもまだまだ女性の置かれている立場というのは、賃金においても社会的地位においても格差があると私たちは思っています。そういった意味で、いろいろな制度があるからそれでいいのだといつてばらばらのところでそれぞれ貸し付けなどをやって、女性の実態というのが果たしてつかめるのかどうか。自治体としてはやはりこういった貸付制度があることで、ここの課で女性の立場が把握できるという大

事な重要な仕事があると思うのですが、一つずつの貸し付けがそれぞれの制度で賄われているからいいと考えているのか、改めてそこをもう一度聞きたいのと、あと、今までの実績の教育のところで貸付継続者として大学生1名と28名の償還をされている方が、いつごろから借りていて内容はどんな中身で借りていたのか、この28名のことも教えてください。

○廣田子ども家庭支援課長

他制度で拾うからという話があったのですけれども、どの方も助成については女性の相談を受けているので、子ども家庭支援課の窓口に見えます。借りに来られる方が女性福祉資金だから借りに来るとか何の資金でというふうにお見えになる方はほぼいません。お見えになった方に対して、それであればこの資金が借りられますよというご案内をするので、この資金が一つなくなったからといって、今までと窓口に来る方が変わるわけではなく、同じ相談員が受けて、借りられるその人にとって一番有利な状況をご案内しているという状況ですので、この資金をなくしたからといって女性の状態が把握できなくなるということは全くないと思います。

28名貸し付けている方につきましては、今細かいデータは持っていませんけれども、修学のために借りた資金となっております、ほぼ大学です。

○飯沼委員

ありがとうございます。28名の方、ほぼ修学のためというところにおいて、5年前にこの制度が狭められた後のことなのか、その以前の方はもういないのか、ちょっとそこをもう一度確認したいのと、窓口があるので女性の状況を把握できるということですが、自分のところでやっている貸付制度がなくなってしまって、はい、これはあちら、はい、これはこちらというふうに振り分けていくこと自体、やはりきちんとした相談ができるのかどうかと疑問を抱くのですが、その点はいかがでしょうか。選択肢が狭まるということは明らかであると思うのですが、いかがでしょうか。

○廣田子ども家庭支援課長

母子福祉資金の貸し付けについては、今も審査から貸し付け、償還まで子ども家庭支援課で行っておりますので人に渡すわけではございませんし、社会福祉協議会につきましても、連携をとりながら母子福祉資金に当てはまるかそちらにご紹介するかについては、こちらからご連絡を差し上げておりますので、今も十分に連携ができておりますし、これからも連携できると考えております。

今償還中の28名の方につきましては、滞納者もいらっしゃいます。滞納者につきましては平成25年以前の方も何人かいらっしゃいますが、その方につきましては、転宅資金であるとか福祉のためのお金ということになっておりますけれども、今は先ほど来申し上げておりますが、母子・寡婦の資金で転宅資金もございまして、母子で賄えなければ生活福祉資金で転宅資金を借りられることになっております。

○飯沼委員

今出ました転宅資金、引っ越し資金とか、あと生活再建資金とか、こういうのはではほかのところで十分受けとめられているということなんでしょうか。社会福祉協議会に問い合わせたら、生活福祉資金で貸しているのは、ほとんど教育のことなのです。その他はほとんどありませんというような実態の中で、実際に本当に住むところに困ったりする人たちのところ、今の時期大変だけれども、ちょっと頑張れば何とかかなという人たちの生活を支える住居の問題とかは、十分ほかでカバーされているのでしょうか。私はそこがそうになっていないのではないかと受けとめているのですけれども、いかがでしょうか。

○廣田子ども家庭支援課長

生活福祉資金等につきましては、こちらの窓口で受けておりますので、母子福祉資金等で賄えるものはこちらでお貸ししていただき、それ以上所得が低い方については社会福祉協議会をご案内しますが、それ以上所得が低い方は生保になりますので、貸し付けをしないというのは貸し付けの対象がないというふうに考えています。

○飯沼委員

所得の低い方は貸しても返せないということであると思うのですが、そういう人たちはその先の、生保も含めてきちんとした生活ができるような援助が実際に行われているのかどうか。どのくらい行われているのか、その辺も教えてください。

○廣田子ども家庭支援課長

それ以上の支援といいますか、社会福祉協議会と生保の間には暮らし・しごと応援センターがございますので、そちらにまずご案内して、そこから生保かどうなるかというところにつないでおります。その先がどうなったかにつきましては生活福祉課で把握されているかと思っておりますので、残念ながら今手元にはデータはございません。

○飯沼委員

多分、いろいろな名目的な制度はあるのだと思うのですが、実際に困っていらっしゃる方をご案内したりするとどこも受けられないというような実態が多々あるのです。そういった意味で、私はこの暮らし・しごと応援センターですか、この辺もなかなか実態に合って使われていないということも聞いておりますので、最終的にはあきらめざるを得ないという実態があるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○塚本委員長

飯沼委員、ちょっとずれてしまって、もう民生の話になっているので、もう少しここに特化した聞き方にしていただきたいです。

○飯沼委員

答弁はいいのですが、ずれてはいないのです。その人の人生、今の生活を含めて、過去と現在と未来についてつなげていく場合に、総合的に品川区自体がありとあらゆる場所を活用して、やはり考えていってほしいという意味においては、その一つの女性福祉の問題であっても、やはりどれだけ連携が取れているのかということなので、担当課としてはやはりそこに習熟をしていない限り活用ができないのではないかと感じて質問してみましたが、答弁は結構です。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

○石田（し）委員

今回この条例の廃止がなぜこの時期に上がってきたのかという背景を改めて教えていただきたいと思っております。先ほどから、他の制度でカバーできている、この制度を利用される方も限られた人になっていて、ほかでカバーできるのでこれは今の時代に必要がなくなってきたらとご説明があったのですが、なぜ今回これが出てきたのかを改めて。例えば、来年度予算をいろいろ考えている中で、いわゆる予算をつける中で、この制度は一定その役割を終えたのだなという判断をして今回上がったのか、その背景を改めて教えていただきたいと思っております。

私は、代表質問でも話しましたが、今の時代に合わないような条例に関してはやはりしっかり見直しするべきだと思っていて、これはまさに時代の流れの中で一定の役割を終えて、ほかの制度で

しっかりカバーされているという意味では、私は廃止するのは当然のことかなと。行政はなかなかやってきたものをやめるのにすごく勇気がいるのだという認識をしていて、だからなかなかやめづらいという逆の負の部分があると思うのです。必要ないという言葉が適切かどうかはわからないですけども、逆に言えば役割を終えたものに関してはしっかり見直しをしていって、先ほど飯沼委員がおっしゃっていましたが、ほかのところと連携をしていくほうが私は大事だと思っていて、今いろいろニーズがさまざまある中では、私はこの女性福祉資金があることによって何か区民の助けになるというよりは、しっかり先ほどからお話があったように、いわゆる労働関係の部署と連携をするだったり、福祉のものと連携をする。その連携の部分をもっと強化した方がいいと思っているので、その辺を改めて、廃止することによって、もっとそういうほうに連携をしていくという思いがあるのであれば、その辺も含めてご説明いただければと思います。

○廣田子ども家庭支援課長

今回なぜというところなのですが、平成25年度に女性福祉資金を一回整理をさせていただいたのですが、母子福祉資金で子どもの年齢の要件が緩和されたのが平成26年で、平成26年に父子家庭もというところで制度が変わりました。平成25年度に見直してすぐであったので、5年ほど様子を見るというところで、それでもなおかつこの制度を使う人がほぼいないということの確認をしたところ。また、国の制度が高等教育のほうにも給付であったり、さまざまな制度が拡充されていき、母子についても生活福祉資金についても金額が上乘せされていったときに、女性福祉資金もあわせて条例改正して、貸し付けの金額を上げるのか、さらに条例改正をしていくのかということを考えてときに、ここで勇気をもって、なくして整理をするということ。この女性福祉資金あたりの年齢でさらに借りるとなると、やはり保証人を立てられないという方が多く、下のご兄弟が20歳未満だから母子が借りられますよといっても、下の子たちも進学させなければならないので、やはり保証人が立てられない方については、ストレートに社会福祉協議会に貸し付けに行けるほうが、一度、区に来て面接をしないと借りられない、追加の借り受けもできないという状況は利便性を損なうのではないかとということがあったので、これをきっかけにそれぞれその1件あるかないかのために予算をつくって事務担当者をつけてというところは事務費もかかります。その効率性も考えて事務事業の見直しということも含めて入れたものでございます。

その他、連携についてなのですが、今生活福祉課とも学習支援等についても拡充していった中で重なるものができているので、そろそろ整理をするときが来たなという話はしているところです。それとあわせまして、長期基本計画も見直しになりますので、トータル的にというところで進めていこうと考えております。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

今回上がっているのはこれを廃止する条例というところで、経過措置の中でも貸付継続者、それから貸付金償還者、これまで返還していただいた方ということで、石田しんご委員からもありましたけれども、条例自体の廃止は今定例会に上程されている中で、ただその後の債権の回収等にかかる事務経費というのは今後も継続する。これは貸付金の部分の財源の確保につながる部分と、事務経費というところは大きく2つに分かれるとは思いますが、今後その辺の事務経費は大きくなるのか小さくなるのか、あと債権が完了した段階では当然債権を回収する経費というのはなくなると思うのですが、そ

の経費的な部分ではどうなっているのか、そのあたりを教えてください。

○廣田子ども家庭支援課長

現在の債権の管理のほうなのですけれども、償還者は28名いますが、そのうち22名はおおむね順調に返していただいているので、期日が来れば終わると考えています。現在滞納者が6名おりまして、滞納金が400万円ぐらいあるのですけれども、それにつきましては平成27年から弁護士委任も始めています。払えない人は払えないなりの確認をしないと、不納欠損で落とすこともできませんので、払える人には払っていただく、払えない人の分は落としていくという処理、6名の大体のめどがついたところですので、近い将来事務費としては消えていく予定です。その6名に関しては決着を早くつけたいので多少の事務費を新年度で上乘せしておりますが、確認ができれば落ちる経費ですのでいつかはなくなるという認識をしております。

○つる委員

そうすると、従来例えば貸し付けに対する事務経費というのは当然制度がなくなるので、そこは当然なくなる、貸してくださいということに対する事務経費というのはなくなるわけです。ただ、それを回収するというところについての事務というのは今後も続くというところが今のところでありまして、そういう滞納者に対する対応、早期の解決というところでの経費はボリュームが少しくという理解をする中で、要するに回収すること全体として数年かかるのかもしれないのですが、経費的な部分でどの程度財源的なところでは変わるのかというのは教えていただきたいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長

弁護士委任については平成27年から行っておりますので、貸し付けの事務が減り、その辺は横ばいなのですけれども、若干、遠方にいらっしゃる方について所在の確認をしなければいけない部分については委託を考えております。幾らぐらいかというところは今日持ち合わせておらず、また全部使うかどうかはわかりませんが、新年度の予算の中で債権回収業務等委託という形で計上しております。

○つる委員

多分120万円ぐらい、前年度と比べると新年度で差があるのかなというふうに理解をしています。それで、その中には今言った当然回収の事務経費、債権回収に対する委託の部分が大きくついていると思うのですが、ただ通常事務経費というのでしょうか。そこと合わせると平成30年度と多分120万円ぐらいの差があると思ってしまして、予算特別委員会の中でもこの辺は確認したいと思うのですが、要は、これまで制度として、今いろいろな議論があつて、今後そうした支援が必要な方に対する部分については、丁寧な説明ですとか結びつきをしっかりとやっていくということ、これは当然今後強化をしていただきたいということです。この条例を廃止することによって今までかかっていた経費の部分を、今後のそういう女性をはじめとする母子・父子・寡婦のそういった支援にしっかりと活かしていただきたいと。そういうことを申し上げたかったので、予算特別委員会でももう少し詳しくやらせてもらいます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成します。

○つる委員

賛成します。

○南委員

反対します。理由は、自治体のあり方というか、非常に経済的にもいろいろな状況のところまで苦勞しておられる方々への支援を、他の制度に変わるといってなくしてしまうわけにはいかないと。やはり、女性の自立というところをしっかりとフォローする制度は残していただきたい、そういうことです。

○石田（し）委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○塚本委員長

それでは、これより第16号議案、品川区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例について、採決いたします。本案は挙手による採決といたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり、可決決定いたしました。

(3) 第17号議案 品川区児童育成手当条例の一部を改正する条例

(4) 第18号議案 品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○塚本委員長

次に、(3)第17号議案、品川区児童育成手当条例の一部を改正する条例、(4)第18号議案、品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件2議案につきましては、関連する内容のため一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○廣田子ども家庭支援課長

私からは、第17号議案、第18号議案についてご説明申し上げます。お手元にはA4、1枚の資料とA4、2枚の新旧対照表をおつけしてございます。

第17号議案につきましては、品川区児童育成手当、こちらは主にひとり親に支給する手当でございますが、この条例の一部を改正する条例。第18号議案につきましては、品川区ひとり親家庭等の医療費の助成ですが、これはひとり親の親および18歳までの子の医療費助成をする、いわゆるマル親医療証にかかわる条例の一部改正に対する条例でございます。

改正の理由につきましては、所得税法が改正されまして、これまで「控除対象配偶者」と呼ばれていた名称が「同一生計配偶者」に改められたことに伴い、規定整備を行うものでございます。内容につきましては、児童育成手当、またひとり親家庭等の医療費助成におきましては、この該当となるかという審査に当たり、受給者の所得制限がございますが、所得制限の判定にこれまでの控除対象配偶者の有無

等を用いております、その人数により所得の制限額が変わっておりますので、現行と同様の取り扱いにするために、この2つの制度の条例につきまして所得制限にかかわる規定において、これまで「控除対象配偶者」としていたものを「同一生計配偶者」と改めるものです。名称のみを変えるもので、内容については一切変更がございません。

下に、所得税法改正の概要とありますが、平成29年3月31日に公布されまして平成30年1月1日より改正された所得税法の概要を書いているのですけれども、これまでの「控除対象配偶者」というのが下の改正前の表になっているのですが、「控除対象配偶者」、一般が合計所得金額が38万円以下の配偶者、老人が年齢70歳以上の控除対象配偶者となっていたものに対して、名称が「同一生計配偶者」となるというところで、名称を変えないと狭義の「同一生計配偶者」のうち合計所得金額が1,000万円以下の人に絞られてしまうので、全く同じことを言うため名称変更だけを行うものです。

新旧対照表については、別途添付をしてございます。施行期日は公布の日よりというところで、手当につきましては平成31年6月以降から、医療助成については平成32年1月から反映させるものとなっております。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○飯沼委員

今のご説明で、名称が「控除対象配偶者」から「同一生計配偶者」に変わるものであっても内容的には変わらないというご説明だったのですが、このいただいたA4の資料の下の表がありますね。この表の中で点線の中に入っている「同一生計配偶者のうち合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者」という、このところが入ることで今までと同じ状況にあるという説明でしたが、これがもし入らないとどういうことになるのか、その違いを教えてください。

○廣田子ども家庭支援課長

私の説明が悪かったのかもしれないのですけれども、「控除対象配偶者」という名称がそのままですと、この点線の中の方だけを指してしまうので、今までどおりにするためには「同一生計配偶者」と呼ぶというふうになっただけで、この中身については、この「控除対象配偶者」を1人として数えるか数えないかだけ、この条例についてはかかわること、この人をカウントしますというだけなので、金額の問題ではありません。「控除対象配偶者」という名称は所得税法上違う意味になってしまうということです。

〔「違う言葉に「控除対象配偶者」という言葉を使ってしまったので改正しないと適用されなくなってしまう」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、まず第17号議案、品川区児童育成手当条例の一部を改正する条例に対する各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○渡部委員

賛成します。

○つる委員

賛成します。

○飯沼委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○塚本委員長

それでは、第17号議案、品川区児童育成手当条例の一部を改正する条例について、採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第18号議案、品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例に対する各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○渡部委員

賛成します。

○つる委員

賛成です。

○飯沼委員

賛成です。

○石田（し）委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○塚本委員長

それでは、第18号議案、品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(5) 第19号議案 品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○塚本委員長

次に、(5)第19号議案、品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○廣田子ども家庭支援課長

それでは、第19号議案、品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。これはいわゆるすこやか医療費助成のことを指してございます。

改正の理由ですが、子育て支援のさらなる充実を図ることを目的といたしまして高校生等の保険診療による入院医療費の自己負担分、あわせて入院時の食事療養標準負担額の助成を実施するに当たりまして、所要の改正を行うものでございます。

拡充する事業内容なのですが、対象を高校生等、高校に入っていないなくても年齢要件で15歳に達した日以降の最初の4月1日から18歳に達した日以降の最初の3月31日までにある子どもを養育している保護者、被扶養者であることを条件といたします。ただし、婚姻している子どもおよび事実上婚姻関係と同様の事情にある子どもは除く対象としてございます。

助成の要件としましては、健康保険に加入していて子どもの住所が区内にあることとなっております。助成の範囲は対象となる子どもが平成31年4月1日以降に受けた各種健康保険適用の入院診療時の自己負担分と、入院時の食事療養標準負担額となります。受け付けに関しては同年7月1日からを予定しています。所得制限は設けません。

助成方法は、医療証の発行ではなく、窓口で領収書等に基づいて申請を受け付けまして、保護者の金融機関の口座に振り込むものでございます。事業の予算額等はお示しのとおりです。

条例の改正の内容につきましては、新旧対照表でお示ししています。施行期日は平成31年4月1日です。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

償還払いとした理由が余りよくわからないのですけれども、この高校生まで対象を広げるということは私たちも主張してきたことなので大歓迎したいなと思っています。とりわけ入院まで含めたところはいいなと思っています。医療証を発行しないで償還払いにすることの、それ以前の小さなお子さんたちとの関係でどういうふうに分けたのか、そのあたりの説明をお願いします。

○廣田子ども家庭支援課長

入院までに広げたのではなくて、入院のみになっております。

償還払いにつきましては、領収書を窓口を持ってきていただいてその分をお支払いするという形なのですけれども、現在、15歳未満の方につきましても東京都以外で診療されたり、医療証を持っていき忘れた場合に関しては償還払いという形にさせていただいておりますので、同様の形を考えています。

医療証で行うということは、都内の各医療機関全部に周知をしなければならないので、すこやか医療費等につきましては東京都でまとめてやっていただいているところですが、高校生になって入院まで必要ということになると、都内の病院だけでも限りません。償還払いという形が一元的に、医療証を発行して各病院に手配する手間暇を考えると、事務効率がいいのではないかとということで検討いたし

ました。

○南委員

冒頭申し上げた医療費、通院、そこは対象外だというところは間違えていまして訂正したいと思います。

ただし、今後の問題としてそういった外来、通院の部分も対応していただけるように求めていきたいということは言っておきたいと思います。

それで、今の償還払いというところはそういう状況があるのだということは了解したのですけれども、いろいろあるのですが、ぐちゃぐちゃになってしまうのでやめて、償還払いにしたという理由はわかりました。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○石田（し）委員

ちょっとお伺いしたいのですけれども、これはいわゆる例えば18歳の子が3月30日から4月にまたいで入院した場合というのは、入院した日がこの対象の中の年齢だったら、年度をまたいでも支払っていただけるのかということと、あとは、システムの改修費は毎回何かあると出てくるのです。今回医療証の発行もしないし、窓口で申請して金融機関に振り込むだけの話なのに、何でこんなに毎回いつもいろいろな事業でシステムの改修費が出てくるのか不思議でしょうがなく、私は毎回これを言っているのですけれども、このシステム、何にこんなに1,000万円もかけているのか、まずそこを教えてください。

○廣田子ども家庭支援課長

入院費の年度またぎなのですけれども、医療費は月ごとの支払いになりますので、3月末に入院されても3月分と4月分と医療費の支払いは分かれると思いますので4月分の支払い分、4月1日の支払い分以降から適用外になると考えております。

システム改修費なのですけれども、今回非常に高いのですが、15歳までのすこやか医療費助成については、所得制限もなく、口座の登録がないのです。15歳までの方が都外の病院に入ったときの償還払いにつきましては、15歳までは児童手当を受給されているので、児童手当の口座でよろしいですかというところで、児童手当の口座情報でお支払いすることができるのですが、16歳を超えてしまうと児童手当の口座を持っておりません。今回、口座振替になると口座の管理が出てくるので、そのための改修も出てしまうということと、たまたま児童福祉総合システムの入替を今しておりまして構築中です。いろいろ入れることで使い勝手をこの際よく、今後もあるのではというところでちょっと高くなっている感じかもしれません。

契約金額ではなく、予算額ですので、契約金額はもうちょっと落とせるのではないかと思います。

○石田（し）委員

わかりました。ありがとうございます。

いわゆるこの子どもに関するものは、もちろん国がいろいろ変えてくるから、その都度その都度変えなくてはいけなくて、国が変えたものに関して国から一定のシステム改修費も補助金が出たりするのですけれども、でも言ったって税金は税金で一緒なのです。私は、やはりこれだけ変わる可能性が高いシステムなのだから、それをある程度想定してシステムを構築してくれるところに依頼するのが妥当だと思っているのです。もちろん、システムを変更するのにお金がかかるのは十分わかります。それはその

システムをつくっているところの仕事ですから、一定の金額がかかるのはわかるのですが、予算書を見ると、このシステム改修費は毎回いろいろ出てくるのです。大体1,000万円単位で出てくるので、先ほど今後はいろいろまとめて事務効率が上がってくるのではないかという話でしたけれども、これはでも本当にそういうふうなものにしていただきたいと。ちょっとこの条例の部分とは変わってきてしまうのですが、そこはぜひお願いをしたいなと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○高橋（し）委員

話が外れてしまったら申し訳ありませんが、婚姻の年齢、これはあれですよ、お子さんでも結婚している方の話ですよ。とすると、支給しないということですが、これは条例でそういうふうにつけ加えてあるのですけれども、女性の婚姻年齢が変わったらまた条例も変えるのですか。

○廣田子ども家庭支援課長

婚姻していて、事実婚も入るのですけれども、何を言っているかというところ、保護者に支給するので扶養の関係に入っているかどうかというところで、婚姻していれば生計を別にしているであろうということであったり、ここの説明はすごくざっくりしているのですけれども、婚姻していなくても就職して生計を別にしていれば対象外にするということになっていますので、親との扶養関係を示しているところです。事実婚も含むので、条例の改正をその都度するという事はなるべくないような形で考えています。

○高橋（し）委員

確認で、女性の婚姻年齢が18歳になったとしても、それによって影響がない記述の方向だということですか。

○廣田子ども家庭支援課長

そのとおりです。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○飯沼委員

今の婚姻のところなのですが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合ということなので、生計を一緒にしていて、例えば高校生で早い妊娠をしてしまって入院出産とか、そういう場合は親に払われるということなのか。ちょっとそこを具体的に一つお伺いしたいのと、あと、今回は、入院のみということなのですが、例えば通院を含めて試算をするとこの予算が幾らぐらいになるのか。多分計算されているのではないかと思いますので、教えていただきたいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長

まず、扶養については、婚姻をしていたりすると世帯分離をしていたりするので扶養に入っていないというのと、お子さんが妊娠されたときの例ですが、通常の普通分娩ですと保険適用ではないので外れるのと、どこの保険証に入っているか、親には限りませんが保護者の保険証に入っているかどうかというところで見えていきます。あとはレアケースはその都度なのですが、入院に関するお金が払えなければ入院助産という別の制度がありますので、そちらはその都度状況に応じて、余り細かく決めてしまうと一々条例改正が必要になりますので、その他というところで拾っていけるものと考えております。

試算です。今回、前例がないので、入院費については北区が入院の助成を行っているので、それを参考にさせていただいて試算を出しているところです。23区では2区しか行っていません。千代田区が外来まで全部行っているのですが、16歳から18歳の子どもが1,000人ぐらいしかおりません。品川区は7,000人おりますので、千代田区でかかったお金を単純に率でかけると1億円以上、単純計算ですけれども1億8,000万円になってしまうので、ちょっとそこまではどうなのかなというところで、入院のみでというのが妥当な線かなというところを検討しています。

○飯沼委員

数字を教えてくださいありがとうございます。簡単に計算して1億8,000万円ということなので、私たちとしてはぜひ早い時期に通院も含めて18歳までの医療費ゼロを実現してほしいなと思うのと、先ほど償還払いの説明もいただいたのですけれども、できたら保護者の方々の負担を考え、窓口負担をゼロにしていく方向での検討もさらに進めていただきたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

今回の条例改正、公明党としても高校生までの医療費の助成を求めてきて、その中でもせめてということで入院費のところもあわせて求めてきたところなので、今回の改正については歓迎してしっかりと、今各委員からもありましたけれども、支払い手続等の中でも少しでも負担軽減になるような形もまた一方で図っていただきたいという思いがあります。

そうした中で、今システムのお話もありました。当然見えない部分の構築なのでなかなか経費という非常にシステムの中身のことであるし、あとは事務効率の向上ということにもなるのかなという部分も答弁の中ではあったと思うのですが、これ、多分、一応予算なので単体でここだけではないのですというのと、当然これよりも安く契約できるのは当然いいことなのと、予算上は児童福祉総合システムということで全体、グロスで出ているのですが、何かこの単体のやりとりだけでこういう予算をつくっているのかというのと、ほかと何かしら連携させていてこういうふうにシステム予算がかかっているのか、ちょっと細かい部分なのですけれども、そのところを教えてください。

○廣田子ども家庭支援課長

児童福祉総合システム、児童手当であるとかさまざまな手当、全国で共通であったりとかいろいろあるのですけれども、今回システム更新、今年度予定して、予算とかはもっと前なのですが、ほかの区の共通の制度を持っていて、23区でほかでも仕事をしているところを探して、同じ区、9区なら9区受けもっていると、国の制度が変わって、そのシステムを改修するときはその区で案分できる、1,000万円かかっても品川区が1,000万円払うのではなくて、5区入っていれば200万円ずつみたいな感じでのせられるという形で。この1,067万6,000円については、北区はやっているかもしれませんが、ほかの区ではやっていないので単体でつくり上げるということで、ちょっと高いなとも思いますけれども、これはそのための改修というところで見積もりをされたものです。ちょっと言いなりに契約をしないようにいろいろ研究をした上で契約をしようと思っているところです。

○つる委員

システムのところは細かい話ですけれども、ただ、どうしても表に見えない部分で、また知的財産ではないですが、そういったところの評価は非常に難しい部分があるのかなと思いつつ、ただ、事務効

率はそれはそれで上がる、窓口等またそういう職員のいろいろな部分での業務効率が上がるというところにおいては必要な経費なので、その限りではないと思うんですけれども、きちんと精査していただいてやっていただきたいなと思います。

あと、先ほどの他区、2区の事例の中で、単純に例えば千代田区だったら1,000人という対象年齢がいて、その全員が通常の医療費、入院とかかかった場合の計算ということになるのですが、今回803万9,000円ということで、対象がもっとぎゅっと件数的にも実際品川区で対象人数としては7,000人いるけれども、絞られていると思うのです。当然想定以上にそういう助成が必要になることもあると思うのですが、そうした部分の対応について教えてください。

○廣田子ども家庭支援課長

あくまで率ですので、千代田区のをどこまで参考にできるかわからないのですけれども、北区について過去の様子も見たのですが、医療のことなのでやはり年度によって非常に差がありまして、大体1件当たり5万円から7万円ぐらい負担されているのかなというところが計算上は出ています。ですので、その試算よりも多目に予算を取らせていただいて、該当する方には足りなければどこかほかの財源を確保してお支払いするというところでは考えておりますが、参考からいうとこの程度でおさまる範囲と、やってみながら実績と見合いながらというところで考えていきたいと思っております。

○つる委員

今の五、六万円の参考値というのは、入院の部分についての試算での五、六万円という計算でよろしいですね。そこになおかつ品川区はプラスアルファして予算立てをしているという考えでいいのか教えてください。

○廣田子ども家庭支援課長

人口だけではなくて、各年度で受け付けた件数と金額を割り返しをしてみたところ、1件当たり5万円から7万円助成をしているという、北区の実績から見るとその程度なのだということ参考をさせていただきました。北区と品川区で16歳から18歳の児童人口がほぼ同じぐらいだったので、実績がないのでこれを参考にしたというところで、データが出てくればまた変わってくるかもしれません。

○塚本委員長

入院の部分だけかについては。

○廣田子ども家庭支援課長

北区は入院だけやっていらっしゃるのです。

○つる委員

北区は入院だけでしたね。千代田区は全部。失礼しました。

今回、入院ということで品川区も高校生まで広げていただいたということで、引き続き公明党としても高校生等の医療費全体の拡大ということは求めていく立ち位置ですが、今回この入院まで拡大されたということをしかりと、先ほども申し上げたとおり、事務手続等少しでも簡便になるように努力していただきたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございませんか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○渡部委員

賛成します。

○つる委員

賛成します。

○飯沼委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○塚本委員長

それでは、これより第19号議案、品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(6) 第26号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○塚本委員長

次に、(6)第26号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○篠田学務課長

それでは、私から第26号議案についてご説明をいたします。資料をご覧ください。

学校の学校医等につきましては、特別職の非常勤職員であることから、一般の職員とは異なりまして、別に条例で公務災害補償に関する事項を定めております。本案は、その品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、一番目の改正理由でございます。東京都の職員の給与に関する条例が、人事委員会勧告によって改正されました。したがって、その給与条例の改正に伴い、今回、昨年度は東京都はなかったのですが、医療職の給料表が変わりました。そこで一部改正がされましたことで、公務災害補償の基準額等が変わりました。そういう経緯がございまして、今回東京都に合わせた形で区の条例も改正するものでございます。

次に、主な改正内容でございます。改正内容自体は、補償基礎額の改定というものでございます。この補償基礎額でございますけれども、基本的には各補償の算定基礎になる金額となります。今回は、学校医、学校歯科医につきましては、勤続年数5年未満と5年以上10年未満、それから学校薬剤師につきましては5年未満の区分が東京都の給与表引き上げに合わせて増額改定をされているところでござい

ます。

具体的には、アとイに書かれておりますとおり、アが勤続年数5年未満の学校医および学校歯科医の部分、それから学校薬剤師。イが5年以上10年未満の学校医および学校歯科医の部分でございます。

新旧対照表は別添のとおりでございます。下線のついたところが変更になります。

施行日は平成31年4月1日からということでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○飯沼委員

改正の理由のところに、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部が変わったことにあわせてこちらが変わったということなのですが、額が変わることにおいて何を持ってきて基準として改定が行われるのか、大もとのところは何を基準にしているのか教えていただきたいのと、あともう一つ、学校医の方たちから公務災害に関するものについて何か意見があるかどうか。あと該当者がいつもいないということなのですが、その後発生はしていないのかどうか教えてください。

○篠田学務課長

まず、基準のお話でございます。公務災害に関しましては、それぞれ基準額が、先ほど申し上げた補償基礎額というのが決まっております。それによりまして、例えば事故があったときの給付がその何カ月分みたいな形で決まってくるものでございます。

こちらですけれども、それぞれ勤続年数、経験年数ごとに仮定号給というのがありまして、要は基礎になるのは東京都の医療職の給料表になります。そちらの仮定号給のところでは5年未満の学校医、学校歯科医であれば給料表の第1表の1の9号給、あるいは学校薬剤師であれば1の39号給といった形でそれぞれ想定をした号給がございまして、こちらのほうの給料表が変わるとそれに伴って変わるということになっているものでございます。

それから、先生方のご意見ですけれども、これはこれまでの発生件数にもかかわるのですけれども、要は実際にはないものですから、先生方としては身近なものとはお考えになっていないようなところがあるかと思えます。今回もそうなのですけれども、いつも東京都と合わせて変更しているのですが、これはもともとの制度の経緯が、平成14年から区のほうで独自の条例という形で設定しているのですけれども、それまではずっと東京都の条例のもとにやってきましたといったことがあること、あと、一部の先生が都立学校の校医をされていらっしゃるの、要は何か事故があったときに東京都の学校とで違いが出てしまうとそれもおかしい話なものですから、ずっと合わせて変えてきているという経緯があります。

発生件数ですけれども、先ほど申し上げたとおり、これまで区に関しては1件もなく、現在もそういう状況が続いているものでございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○渡部委員

賛成します。

○つる委員

賛成します。

○飯沼委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○塚本委員長

それでは、これより第26号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(7) 第27号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(8) 第28号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○塚本委員長

次に、(7)第27号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、(8)第28号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件2議案については、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○熊谷指導課長

それでは、第27号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、および第28号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、一括してご説明いたします。

両案は、本日行われております総務委員会にてご説明しております、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例と同様に、幼稚園教員および区固有教員についても命ずることができる超過勤務に関し、上限時間等を定めるために改正を行うものであります。

両条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

改正の経緯であります。民間労働者を対象とした労働法の制度において、「働き方改革を推進する

ための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる働き方改革関連法が平成30年7月6日に公布され、労働基準法が改正されました。当該改正により、民間労働者について時間外労働の上限規制等が導入され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。また、国家公務員においても、民間労働者と同様に命ずることが出来る超過勤務命令の上限を設けるなど、人事院規則が改正されました。さらに、地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則を踏まえ、国家公務員と同様の改正を行い、平成31年4月から適用すべく条例の改正を行うよう総務省からの通知が出されました。これらを踏まえまして、国および民間労働者と同様、幼稚園教育職員および区費負担の学校教育職員について、勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部改正を行います。

なお、これら一連の超過勤務命令の上限の設定とは別に、現在、文部科学省において教員の勤務時間そのものの上限に関するガイドラインを策定しており、今後条例や規則等の改正が見込まれるところでございます。

以上、2条例の一部を改正する条例について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○飯沼委員

まず、最初のご説明にありました、国家公務員と同様に区固有教員、あと幼稚園教員も超過勤務の上限を取り入れるといった後に、勤務時間のガイドラインの条例ですか、ちょっと聞きとれなかったのですが、それがどういうものなのか教えてください。

○熊谷指導課長

こちらについては、教員のいわゆる勤務時間そのもの、在校時間等についての上限のガイドラインを文部科学省のほうで策定しているところなのですが、これについては今回のものとは全く別物でありまして、今後それについての条例ですとか規則改正が行われることになっております。今回はあくまでも超過勤務を行うことができる上限時間について定める条例ということになっております。

○飯沼委員

人事委員会の勧告というのは、具体的にもう出されているのでしょうか。ちょっとそこが余りはっきり聞き取れなかったのです。人事委員会勧告の、多分まだ出ていない時期に区によってばらばらにこの条例が出されるどころと出されないところとあるというのを伺ったのですが、なぜこの時期にこれを品川区が出してきたのかというあたりをまずお伺いします。

○熊谷指導課長

まず、先ほども申し上げたところなのですが、国家公務員でも民間労働者と同様に超勤の上限を命ずることができる、ここまでですよという上限ですけれども、人事院規則が改正されまして、それに基づいて今度は総務省から文部科学省に指示があって、文部科学省から今度は教育職員についても均衡の原則ということから、例えば人事委員会規則等の対象、それからこれからさまざまな区市等で改正、今日総務委員会でやっておりますけれども、その条例から教育職員は除く必要がないということで、まず同じような措置を講じなさいということが示されております。ですので、教員は別物ですよということではなくて、公務員として同じようにこの超勤の上限を定める必要があるということが文部科学省から示されたということで、今回の条例改正をお願いしたところでございます。

○飯沼委員

今のところなのですね。教員も同じように上限を定めるべきであるという、説明でいただいている資料を見ると、教員は教員給与特別措置法で4%の上乗せが給料にされているので、ほかの職員と違って超過勤務を数えて算出するとなっていないですね、それとの関係の一つ。そういう特殊な環境にある教員に対して上限を定めるというのはどういうことなのかと、ちょっとその理解ができないので、そのところを教えてください。あとA4の資料のところ、3の規則に規定すべき事項というのが「国家公務員における人事院規則に準じて規定をする」と。「準じる」という書き方をしているのと、参考の(1)と(2)のところ、(1)のところは1カ月について45時間以下、1年については360時間以下と書かれていますが、(2)のところは他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員という、ここの時間は飛び抜けて多い、過労死ラインをはるかに超えている部分なので、これを書くこと自体がどういう意味があるのかということ、こういうことが書かれる可能性のある条例であるとしたらとても危険であるなど思っているのですが、ちょっとそのところを教えてください。

○熊谷指導課長

まず、最初のご質問なのですが、超勤4項目のみ教育公務員の場合は超過勤務を命ずることができますので、その上限をこれから条例で定めますということです。ですので、超勤4項目、例えば校外実習、いわゆる小・中学校、義務教育学校ではないのですが、校外実習等の実習に関する業務ですとか修学旅行、職員会議、それから非常災害の場合、そういった4つの項目のみ超過勤務を管理職が命ずることができます。それについての上限時間を定めるということで、教育公務員は4%がご案内のとおりしておりますので、それで定められている中に含まれているもののみということです。

後段なのですが、書き方がわかりづらかったかなと思うのですが、あくまでも参考ということで、国家公務員の規則の例を示させていただいたのですが、(2)のほうは国家公務員でも他律的な業務の比重の高い部署というところで、例えばということで国会関係ですとか国際関係、法令協議、予算折衝等に従事と非常に限られた部署なのです。さらにそこも本当にそれが妥当なのかどうかをしっかりと見きわめて判断する必要があると言われておりますので、基本的にというか教員はこれに当てはまらないこととなります。ですので、まだ実は中身について、規則案については都からも、それから幼稚園関係の特別区人事・厚生事務組合からも全く案は示されておりませんので、国家公務員の例ということで出させていただきましたけれども、(2)のほうは、これは先ほど申し上げた超勤4項目では該当しないということになります。

○飯沼委員

一つには、今ご説明いただいた、(2)は超勤4項目には当たらないので該当しないということなのですが、これって今後規則に書かれる、人事院の規則に準じて規定して書かれるということにおいては、何が書かれるかわからないということですね。私はすごくそれは心配であると思うのと、今回のこの条例が改正される大もとは、国が定めている働き方改革から関連しているところにおいて、日本共産党はこの間安倍首相の今の政権のもとでの働き方改革については、過労死の水準、ここに書いてありますけれども1カ月100時間、年間720時間の残業を合法化していくということ、もう一つは残業代のゼロ制度の導入を目指すものであるといったことでは、長時間労働を固定化し、悪化させる改悪があると、こういった批判をして反対をしています。上限を定めるのだったら、やはり過労死ラインを超えない、そういった中身がしっかりと担保される中身でなくてはいけないと思っています。だから、国の制度が変わったので、そこから引っ張られてきてここにこういった中身を持ってくるといふことと、大事なところが規則に書かれるといった意味においては、そうですかと言って受けとめるの

は大変危険であるなど思っているのが一つです。

あともう一つ。この間課長に聞いたら、教員のところは36協定はありません。元来、労使間の合意というのは普通の労働者は労使間で36協定が結ばれているのだけれども、そういう結ばれ方もしていないのが教員だという捉え方をすると、あと現状において、さっきの文部科学省の新しいガイドラインを今策定中とおっしゃったけれども、それとこれは別ですということだったのですが、教員の働き方の今の多忙化、超長時間労働、このあり方の検討も全然示されないまま、この上限だけが書かれてしまうというのはとても危険であると思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○熊谷指導課長

まず、今回の条例ですけれども、こちらについては超勤4項目に特化して上限を定めましょうということなので、反対に今までは全く超勤4項目を何時間まで認めるのかということが示されていませんでした。ですので、超勤4項目の上限を示すことによってこれを超えてはならないという、本当に働き方改革に準じて上限を定められたわけです。ただ、教育公務員については、4%の調整手当が出ているので、一律これに横引きで持ってくるということについて難しい部分もありますけれども、ただ、今回の条例はそういったことで改正になっているということです。

それから、過労死ラインにつきまして、都のほうでは週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにするというふうに言っています。国のほうでも、ガイドラインは上限10時間45分ということで、ちょっと都と国とでまた示し方も異なっているので、これから条例が定められ、規則を定めていくことになるかと思えますけれども、どちらにしましてもまだガイドラインでも曖昧な部分がたくさんあります。例えば、学校に残っていたとしても自己研鑽の時間は除くですとか、休憩時間を除くですとか、まだまだ国と都で、また都の考え方が国に準じて示されてきている状況ではないので、これからそれについては定められていくであろうと思っています。

最後に、働き方改革でございますけれども、過労死ラインを超えない教員、もちろんそれはとても重要なことで、体が元気で子どもたちの前に生き生きと立たないと教員として本来業務を全うすることができないと思っております。区としてはこれまでも働き方改革を進めてきたところでございますので、引き続き行っていく所存でございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○石田（し）委員

今のご説明だと、いわゆる超過勤務の部分で幼稚園教育職員に関しては、第10条第3項のいわゆる「承認を得て、規則で定める」というところの今回は改正であって、今後ガイドラインができてまた示されたらこれはまた変えますよという説明だったのですよね。第10条第3項の「人事委員会の承認を得て、規則で定める」というところだけを改正するのであれば、別にそのガイドラインが示されてからというのか同時というのか、そのときの改正でいいのではないかと思ってしまうのだけれども、何で今回なのか、先ほどの説明でいまいわからなかったもので、改めて教えてください。

○熊谷指導課長

今回は超過勤務命令が出せる時間の上限をこれから定めますよという、いわゆる予告的なものなので、これから規則等で改正していくわけなのですけれども、その規則の案がまだ文部科学省からも都からも示されていないので、あくまでもまずは条例を定めて、そして上限をこれから定めるので、その次に規則が来ますよという予告、予告と言っているのかわかりませんが、その前段となっております。

す。今日、総務委員会のほうでも国家公務員と同様の改正をしますよということで、その超過勤務の上限を決めますよという、あくまでもその条例改正を行うというところですので、まだ具体は全くわからない。あくまでもこれから規則で何時間にしますというのが来ます、これから決めますというところであらう。まず今までは全く「上限」という言葉が出てこなかったところに、それを示すための条例改正ということになります。

○石田（し）委員

何となく理解をしたのですけれども、でもこれはレアケースですよ。そのときに決めても問題はないのかなと。超過勤務の上限というのが今までなかったのだけれども、それをつけますよ、それで規則でそれは何時間ですよというのを同時に提案しても、そんなに問題はないのかなと思うのです。何であえていわゆる予告的な条例改正をしなければならないのかというのが、何か理由が別にあるのだったら教えていただきたいのですけれども。私の今までの記憶の中にはこんな2段階の条例の改正は余りイメージがないのだけれども、何でなのかというのがもしわかれば教えてください。

○熊谷指導課長

総務省から、これについてはまず条例の改正をしてくださいという通知が来ました。それに伴って文部科学省からも同じようにやってくださいということで来ていますので、順番として、一緒にやるということもあるかと思うのですけれども、条例改正をした上で規則改正をしていく、段階を踏んだというところからそうした通知が出たことから今回の条例改正となったものです。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、まず第27号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成します。

○つる委員

賛成します。

○飯沼委員

反対します。ちょっと意見をよろしいですか。

非常に悩んだところでは。一つは教員給与特別措置法4%について、現状においてもどのように働いているか、働いている実態が把握をされていないという点、あと、その点で真の労働時間の把握が確立されていないまま上限のみを書き入れるということは大変危険なことであると思っています。もう一点は、規則を見ないとどういうふうにかかれていないかわからないというところ、とても判断ができないといった意味では、国の大もとの法律のところにとっても危険な中身が書かれているということで反対せざるを得ないということで、反対いたします。

○石田（し）委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○塚本委員長

それでは、第27号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。本案は挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり、可決決定いたしました。

次に、第28号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する各会派の態度を確認します。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成します。

○つる委員

賛成します。

○飯沼委員

反対いたします。第27号議案と同じ理由で反対をいたします。

○石田（し）委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○塚本委員長

それでは、第28号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。本案は挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり、可決決定いたしました。

(9) 第29号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○塚本委員長

ただいま12時少し前でございますけれども、次の議題に入りたいと思います。

次に、(9)第29号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本案件につきまして、理事者より説明願います。

○熊谷指導課長

それでは、第29号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例は、区固有教員の給与改定を行うものであります。区固有教員の採用をはじめとする身分の取

り扱いは区の職員でありますけれども、給料表については制度創設以来東京都の教育職員の給料表に合わせて改定しております。平成30年特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告においても、区費負担の教育職員に適用される給与制度は、都の教育職員との均衡を考慮して改定を行うことが適当であると報告されておりますため、その趣旨を踏まえ、東京都人事委員会における給与勧告に沿った改定を行うものであります。

具体的には、有為な人材を確保する観点から初任給を1,000円引き上げるほか、初任層における給料の引き上げ改定を行っております。なお、東京都においては、昨年12月に行われた第4回都議会定例会において給与条例の改正が議決されているところでございます。本条例は東京都と同様に平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田(し)委員

気持ちはすごくわかるのですけれども、条例改正の概要の中に「有為な人材を確保する」ために1,000円引き上げると。本当にこう思っているのですかね。有為な人材を確保、1,000円、もちろん上がるのはすごくいいこととか必要な部分があるのはわかるのですけれども、どうなのかなと。大きい旗を掲げているのは掲げているのだけれども、それに見合った改定なのかなとちょっと疑問に思うのですが。これは都が行っていることですから余り言うことでもないのかなと思うのだけれども、その辺の考え方というか、今すごく教員の倍率も低くなってしまっているのですよね。そういうのを考えてのいわゆる苦肉の策ではないけれども、その一つとしてこういうのが出されているのだと思うのです。区教育委員会としては先生方の魅力とか、若い人が先生になりたいとって希望してくれるようなものというのは、もちろん金額面も多分大きいと思うのだけれども、それ以外にそういう魅力みたいなものを発信していただきたいなど。大変な仕事だと思うけれども、すごくやりがいのある仕事だというのが一方ではあると思うので、金額とはちょっと離れてしまうのですけれども、その辺をどういうふう考えているのかだけ教えていただければと思います。

○熊谷指導課長

確かに1,000円というのが有為な人材を確保するのに適しているかどうかというところは難しいところでもあるのですけれども、やはり教員になりたいという思いを持って、それを実現できる若者というのはこれから非常に日本の国をつくっていく上で大事ではないかと思っています。ただ、なかなかマスコミ等の関係もあるかもしれないのですけれども、教員はブラックであるというようなイメージがついてしまっている部分もあるのかなと思います。ですので、大変というのは確かにあるのですけれども、ただ、今も昔も大変というところは変わらないのですが、それでも教員になりたいという若者を育てていくためには、やはり今現在学校でまず学んでいる子どもたちに、先生たちはすばらしいとか、先生たちみたいになりたいなといった夢や希望を抱かせていくキャリア教育も必要でしょうし、それから、教育委員会としましては、学校教育のすばらしさ、特に区で行っている教育のすばらしさをどんどん発信していけるようにしていきたいと思っています。

実際に、教員のなり手は多いのですけれども、ただ、教員の採用数も非常に多くなってしまっているのです、実際には都の教員は小学校ですと1.8倍ぐらいになってしまう。ただ、中学・高校はいまだに

倍率が高い状況です。そしてまた、区の固有教員については2桁の倍率ということになっていきますので、やはり学校の先生をやってみての楽しさだったり生きがいであったり、それから魅力、そういったものをこれからも発信していきたいと思っております。

○石田（し）委員

ありがとうございます。1,000円引き上げる等々も含めて環境整備というのはしっかりしていかなければいけないのかなと思います。それは教育委員会の大きな役割の一つになってくるのかなと思うので、ぜひ環境整備という部分では、効率化も含めて取り組んでいていただきたいなと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○飯沼委員

1の条例改正の概要のところ、「初任給を1,000円引上げる他、初任層における給料の引上げ改定を行う」とありますが、「他」というのと「初任層における給料の引上げ」は、表をいっばいつけていただいたのですが、どういうことなのかというのが1点です。

あと、先ほどの条例のところにかかわるのですけれども、文部科学省で勤務時間のガイドラインを策定中ということで、教員固有のところの見直しについて、東京都においてもそういった検討とか実態に合わせたものに変えていこうというような議論があるのかどうか、ちょっと膨らむのですが、教えていただきたいと思います。

○熊谷指導課長

この「初任給を1,000円引上げる他」はどこにかかっているかというと、「初任層における給料の引上げ改定を行う」に加えということの意味で書かせていただいたのですが、実際には9名が初任層引き上げ改定対象者となっています。初任給は1,000円なのですけれども、それ以外では200円から700円の段階がありまして、引上げというふうになっております。

それから、都のほうでも働き方改革についてはさまざま進めておまして、働き方改革の成果の今後の展開についてということを示されているところなのですけれども、ちなみに、品川区の教育委員会の働き方改革の取り組みや、それから品川区立学校の取り組みが東京都の全教員に対して効果的な取り組みということで紹介をされております。ですので、都としても進めているところなのですけれども、本区がやっていることもその一つの効果的な事例ということを示されているということをご紹介したいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

ちょっと細かい部分で教えていただきたいのですが、今言った、今回の改正に該当する方というのが9名という理解でいいのかという確認と、ここに言うところの、これは給料表自体の事務的な確認をさせていただきたいと思うのですが、質疑の間、改めて新旧対照表を確認してみたところ、いわゆる初任層というのは、職員の一人ひとりの資格ですとかそうしたものも当然あるのですが、号給はどこまでが初任層になるのか教えていただきたい。等級で見ると1級でも今回の引き上げが33号給までですね。2級であれば34号級、3級では6号給までとかそういう感じです。どの辺のところまでを初任層なのか、教えてください。

○熊谷指導課長

まず、今回の引上げ改定の対象者は9名おります。どこまでかというところなのですけれども、まずいわゆる教諭と呼ばれている2級が対象になります。ですので、3級の主任教諭ですとか4級の主幹教諭や指導教諭は対象にはなっておりません。

今の段階で区の固有教員、対象となるところなのですが、2級の9号給から2級の30号給までが対象となっております。今年度は平成30年4月、昨年の4月に初めて大学を卒業して教員になった方から、2年目、3年目、それから産休等でお休みされていた方、そういったことも含めて経験数も入ってくるのですけれども、大体2級の30号給までが対象となっているところでございます。

○つる委員

1級、2級というのは、大学の、短大とかの、僕はどうかと思うのだけれども、短大と四大のあれで1と2と等級でいうと違うのでしょうか。

○熊谷指導課長

1・2級につきましてはご指摘のとおりで、短期大学卒業、四年制大学卒業ともにおるということになっております。

○つる委員

そうすると、これは全体としての特別区人事委員会の報告とか、それから東京都の人事委員会勧告による初任層というのは、ずっと見ていけば3級の6号給までぐらい、ちょっとその先、細く見てないのですけれども、いずれにしてもその中で品川区においては2級の30号給までの中におさまる方が9名いて、それが今回対象ですと、そういうことですか、確認です。

○熊谷指導課長

そのとおりでございます。1級はおりませんので、2級の30号給までが対象となっております。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成します。

○つる委員

賛成です。

○飯沼委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○塚本委員長

それでは、第29号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、議案審査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時02分休憩

○午後1時05分再開

○塚本委員長

これより、文教委員会を再開いたします。

ただいま、2名の傍聴申請がございますので、あらかじめご案内をいたします。

2 請願・陳情審査

(1) 平成31年請願第5号 一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願

○塚本委員長

それでは、予定表の2、請願・陳情審査を行います。

(1)平成31年請願第5号、一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願を議題に供します。

本件は初めての審査になりますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○塚本委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件について、理事者よりご説明願います。

○大澤保育支援課長

私から、本請願の項目についてご説明いたします。

初めに、請願項目の1でございますが、区では今年度17園の認可保育園を開設いたしました。また、来年度も12園の認可保育園を開設する予定でございます。引き続き認可保育園の増設を中心に待機児童の解消に努めてまいります。

次に、請願項目2でございますが、区内の公立保育園は現在築50年以上の保育園が8園、40年以上50年未満の保育園が24園ございます。園舎の計画的な建て替えも引き続き喫緊の課題となっております。1園の建て替えに8億円から10億円を見込んでおり、改築についても多額の予算が必要になってまいります。

保育園を民設民営化すると、国・都からの負担金として、100名規模であれば4,700万円ほどが見込まれ、区の負担割合は84%から55%へ大きく下がります。子どもたちを健全に育てるために、今後さらに必要となる事業費を捻出するため、待機児童対策とは別に引き続き民営化を進めることは必要と考えております。

次に、請願項目3でございますが、品川区内には、児童遊園、防災広場などを合わせまして平成30年4月の時点で266カ所の区立公園等がございます。10年前の同時期と比べますと、39カ所、約7万9,000平方メートルの増加となっております。また、子どもたちのアイデアを活かした公園

づくりなどの取り組みも公園課で進めております。公園は、小さな子どもから高齢者までさまざまな世代の方が利用する公共スペースでございますので、引き続き幅広い需要を踏まえて整備を進めていくものでございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

この文中の中央に書いてある、「保育環境が整った」というポイントとは、区の保育課としてはどういうことをイメージしているのか。あるいは実際にどういうふうに行っているのか、そのところを一つ具体的に伺いたいと思います。

それから、就学前までの保育を保障できる認可保育園を増設してくださいというふうに続いて書かれているわけですが、これの言わんとしているところ、私の理解は、3歳になったら小規模保育所から認可保育園に転園するとか、認証保育園も3歳未満のところ結構あるので、そこから認可保育園に転園希望を出すとかそういう現状があることを、「保育を保障できる認可保育園」と書いて望んでいることなのかと理解するのですが、それについてもどういうふうに区としては受けとめているのかを伺いたいと思います。

○大澤保育支援課長

1点目の保育環境でございますけれども、保育環境が整っているというのは、ハード面、ソフト面、両方整っているということが必要かと思っております。認可保育園につきましては、ハード面としてはやはりきちんと面積等が足りているか、指導、検査も実施しておりますし、ソフト面の保育士の確保についても区として処遇改善等に取り組んでいるところでございます。

3歳からの保育につきましては、今認証・小規模を卒園された方全員が認可保育園に入るだけの数は確実に確保してございますので、そういった意味では整っていると認識してございます。

○南委員

まず、保育環境が整ったところのご答弁は、施設と保育士等々というところで説明されましたが、やはり私はそれだけではなくて、もっと保育環境が整ったという点では、もう少し幅が広く理解があるのではないかと考えているわけです。施設そのものはもちろんそうですし面積もそうですけれども、それだけではなくてやはり一番最後のほうにも書いてある園庭の充実です。何カ所認可保育園があつて、園庭の整理が何%ぐらいの保育園でされているのか、その状況をつかみたいので、箇所数とパーセンテージで教えていただきたいと思います。この保育環境が整ったということについての園庭の確保については、この間もいろいろ質疑をしてきて、区の考え方も承知しているつもりでおりますけれども、改めて園庭保育園の位置づけについて伺いたいと思います。

それから、保育士なのでございますけれども、保育環境が整ったという点でいうと、もちろん正規職員での保育士の確保がベストだと思うのですが、その今品川区の現状、公立あるいは私立も含めて正規・非正規の割合がどのくらいになっているのかというところを伺いたいと思います。

それから、3歳児で転園できるから、全員転園できると答弁されたわけですが、全員転園できるからいいのだと私は考えない。やはり子どもがそれこそ一貫した保育体制の中で就学まで同じ環境の中で育てていただけたということが大事ではないかと考えていますので、3歳の年齢で環境ががらっと変わってしまう、そういう状況が起きてしまっていることに対して、区はどういうふうに認識している

か伺いたいと思います。

○大澤保育支援課長

まず、園庭の数でございますけれども、認可保育園全体で94園あるうち、規定の面積の園庭があるところが25園。すみません、すぐにパーセンテージで計算できませんので後で計算します。必要面積には足りませんが、公園等とあわせて確保して外遊びのスペースは持っているという園が35園、残りの34園が園庭がない数ということになります。園庭の位置づけとしましては、もちろん専用庭があるに越したことはございませんので、新規の園には可能な範囲で園庭をつくっていただくように働きかけて、事業者もできる範囲で協力はさせていただいているところでございます。しかしながら、一義的には待機児童を解消することが今一番大切なことだと思っておりますので、そういった意味ではビル・インの、ビルの中のフロアを使って保育園を開設するような場合は、どうしても園庭はできませんので、そういう場合はいたし方ないと考えております。

保育士の数は、後にさせていただいて、3歳児の転園につきましては、現在の小規模保育や認証保育は区内に複数あることから、やはりその園の存在意義というのはございますので、そちらを卒園した方にきちんと3歳からの受け入れを保証するということが区としての考え方です。

○佐藤保育課長

公立保育園の保育士の正規・非正規の関係でございますが、まず認可保育園として認定されている関係で保育士は公定価格上660名程度必要になっておりまして、当然その数はクリアしているところで、約2.5倍の保育士、保育関係職員を配置しているところで。正規に関しましては、約その半分、55%程度、それ以外に関しては人材派遣や非常勤等で対応しているところで。

○南委員

園庭についてですけれども、待機児童解消を優先していると。そこはわかります。しかし、待機児童解消を優先しているから施設は子どもの育ちに必要なところが多少欠いていても仕方がないのだというふうな考え方には、私は立つべきではないと思うのです。できるだけいいものを、最善の利益ということをやはりしっかり位置づけていただきたいと思います。したがって、これから来年度は12園つくるというお話なのですけれども、少なくともこれから区が建設しようとしている、開設しようとしている保育園については、そこはしっかりと位置づけて、働きかけ、指導も含めてしていただきたいと思います。民間の事業者がつくろうとするとなかなか財政的な部分も含めて大変なことというのは現実的にあり得る話なのですけれども、民間任せにすることなく、やはり区がしっかり責任を持って、区立で保育園をつくっていくという考え方に立つべきだと思うのです。品川区の保育行政のよさというのは、今まではそういうところにあったわけです。したがって、父母の、区民の皆さんにも多く支持されて、子どもを育てるなら品川区でという時代が保育行政の中ではありました。そこがやはり区民から指示されてきて選ばれてきたのだと思うのです。しかし、今日的にはそういう区の姿勢が本当に大きく落ちてしまっているということはずごく残念でなりません。したがって、そういう状況を解消するという方向で取り組んでいくべきだと思っています。そのあたりの認識について、伺っておきたいと思います。

それから、保育士の関係なのですが、正規は2分の1しかいないと。やはりこれも本当にちょっと驚く数字だなと私は思いました。やはり、民間の事業所も含めて、きちんとした身分を保障していくことが子どもに対しての処遇、保育の内容そのものがしっかりとしていくと思うのです。ですから、身分の保障がない中で、早番とか遅番とかそういう勤務実態があって、なかなか大変な状況、環境をクリアしないままに保育をするということは、その子どもへの育ちに大きなマイナスの意味での影響が出てく

るのではないかということは、私が言うだけではなくて広く言われていることだと思いますので、そういう点での子どもの育ちに対して区としてはどう迫るのか。頭数をそろえていけばいいのかどうかという考え方であってはならないと思いますので、その辺についての考え方も伺っておきたいと思います。

それから、転園の関係ですけれども、受け入れられているからいいのだというのではなくて、やはり一貫した環境、同じ環境の中で特に小さい子どもですからちょっとした変化が大きな影響になってくるわけです。そういうことを認識された上で事業計画を組んでいるのだらうと思うのですけれども、ここもやはり待機児童解消を優先してというところがあって、そういうことで待機児童にならないで働き続けられた、子どもの保育が保障されてきたというところは、それは全く頭から否定するつもりはありませんけれども、しかし保育行政をしていくという基本は、やはりきちんとした環境の中で、設備もそうですし、保育士の環境もそうですし、そういうところをしっかりと確保した上でやっていかなければいけない問題だと思うのです。ですから、そこについて、転園できるからいいのだという考え方には立たないでいただきたいと。認証保育園も小規模保育園も何らかの形で、否定的な意味ではなくいい意味で解消できるように、子どもたちが就学まで一つの同じ環境の中で育ていけることを保障していただきたいと思っていますけれども、改めてその辺についても伺いたいと思います。

○大澤保育支援課長

初めに、園庭のことについてですけれども、平成31年4月に12園開園しますけれども、そのうち何らかの形で外遊びのスペースを持っているのは6園ですので、半分あります。これはやはり一定、待機児童が落ち着いてきましたので、事業者のほうもこれからは選ばれる認可保育園にならなければいけないという意識もございまして、努力をしていただいていると考えています。

ただ、やはりせっかく今回も屋上庭園をつくっても、近隣の反対によってそこで遊ばないというような約束をさせられたりするような場面もあって、区も間に入って時間を決めて使用するなどという形で決着はしているのですけれども、そのように今認可保育園を開設しようとしても、もうお庭をつくってお庭で遊ぶという計画自体にやはりかなりの反対があるというような現実が一方でございます。

つぎに3歳児の定員についてお話をさせていただきますけれども、1つはやはり0、1、2の間は小規模の小さい園で育てたいというふうにそちらを希望される方も一定いらっしゃることは事実です。確かにもう一度3歳のときにいわゆる保活をしなければいけないという煩わしさは私どももわかります。必ず3歳児で受け入れはできる状況ではございますけれども、今後はやはり小規模や認証ではなくて、一貫して保育できる認可保育園を今まで以上に中心としていきたいとは考えてございます。

○吉田保育施設調整担当課長

区立で保育園をつくっていくという件なのですけれども、現在園数でいうと私立保育園のほうが区立保育園の園数を上回っております。この辺を含めまして、一定程度ご利用の皆さんのご理解を得られていると思っております。それとまた国では、民間でできることは民間でという方針もございまして、区では基本方針をつくりまして一定程度の保育園を民営化していくところを進めているところでございます。

○佐藤保育課長

私からの補足になりますけれども、公立保育園でというところではございますが、今、平成31年4月1日は集計中ですのでまだ出ませんけれども、平成30年4月1日の第一希望の割合なのですが、私立が52%、公立が48%というところで、本当に行きたい保育園を第一希望に書いてくださいとお願いをしているところで、私立のほうで第一希望で上回っているという状況にあります。これは私立、各

事業者が懸命に特色のある保育をやっていたり保護者支援等に応えているということで、区民の方がこういった選択をしているという状況が見られます。しかしながら、公立としては、特別支援であったりさらなる保護者支援等について、より進めている状況ですので、公立は公立としての役割をしっかりとやっていきたいと考えております。

3点目の子どもの育ちにマイナスになるのではないかとこのところのご心配でございますが、平成19年に「のびのび育つしながわっこ」を策定しまして、この間相当な研修経費をいただいて保育士の育成に努めてまいりました。組織改正も行いまして本課で園長OBも相当数います。出前講座的な研修も積極的に行っており、正規職員は当然ですけれども、派遣、あと非常勤の方に関しましても相当な研修はやっておりますので、その辺は問題ないと考えております。

○南委員

それぞれありがとうございます。反対、子どもの声に対するご近隣の方々のいろいろな声というのがあるとは私も認識しておりますけれども、それは大変ある意味仕方がないのかなと思いつつも、非常に残念です。もちろん品川区の保育行政を担当しておられる職員の皆さん、保育職の皆さんも、もしかしたら私以上に残念に思っておられるのではないかと思いますけれども、やはりそういう方々のそういう否定的な考え方、捉え方をやはり払拭する上でも、本当に子どもが保育園の中で伸び伸び生き生き、いわゆる一般的な言い方ですけれども、いい子に育っている、遊んでいる姿を見るということを通して、やはり保育園への理解というのが深まっていくのではないかなと思いますので、改めてそういうご努力もいただいていると思っておりますが、引き続きしていく必要があるかなと思っております。大変ですけれどもそれはよろしく願います。そのことをもって園庭をつくれぬ理由にはならないと思うのです。したがって、本当に子どもの育ちに必要な条件が園庭にありますので、よろしく願いたいと思います。

区立保育園と私立保育園の関係で、希望が私立のほうが52%で半分を上回っているという状況を説明していただきましたけれども、私もこれは非常に、昔公立保育園に勤めていただけに、ちょっと意外な数字、データかなと思って受けとめました。私、実は八潮の地域で民営化を予定しているという考え方を区が初めて打ち出したときに、地域の方々、お母さんたち何人かに聞きました。本当にショックなご意見だったのですけれども、あえてここでご紹介すると、自分は公立保育園に子どもを預けているけれども、なかなか親たちのいろいろな思いを受けとめてくれない保育園があるのだと。だから、極端なことを言っているなど私は非常に不思議に思ったのですが、そういう保育園だったら何も公立ではなくて私立のほうがいいかもしれないと、そこまでおっしゃったのです。私はこれは本当に昔区立保育園に勤めてきた、品川の保育行政を一人の職員としてしっかり引き上げていこうとみんなで話して頑張ってきたそういう者からすると、本当に許せない発言だと思いました。ショックな発言だと思ったのです。それだけ区立の保育園って、では父母たちに余り評判よくないのか、全面的には思いませんけれども、そういう人たちもいるのだという現実を知ったときにショックでした。だから、やはりできるだけ公立保育園が保育をリードしていかなければいけないのです、私立にリードされるのではなくて。私立は私立で特徴ある保育園づくりでももちろんそれはいいのだけれども、やはり行政的に保育内容的には公立保育園がしっかりリードしていった底上げをしていくという立場に立っていただきたい。そういう思いから今、非常にショックな、大変申しわけない発言を紹介したのですけれども、そういう意味で本当に頑張っていたいただきたいなど。やはり子どもを育てるのだったら品川で育てたいと、実質的にそういう保育行政になっていただきたいという思いであえて紹介したわけです。ぜひ誤解しないで

いただきたいと思い、あえてつけて加えておきたいと思います。

ゼロ歳から1歳のところでの一貫保育ができるようにしたいと、そのところはそういう姿勢があるのだということを確認できたので、ちょっとそこはほっとしたところですが、とにかく品川で育つすべての子どもたちが、このタイトルにあるように、一人ひとりが大切にされる、そういう保育行政というところを改めて深くかみしめていただきたいと思うし、私自身もそういう立場でこれからも引き続き頑張りたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○飯沼委員

一つには、先ほど課長から今年度17園開園で来年度は12園、今のところ決まっているということで、本当にここ数年の認可保育園増設、認可保育園に踏み切ってこのところ毎年認可を増設しているということは本当に評価をしているところなのですが、今年度は17園です。過去5年間の増設の数をもう一度教えていただきたいのと、あと請願にマンション建設によるファミリー世帯の増加が見込まれていますと書かれています。この辺、ファミリー世帯の増加をどのように見込んでいるのか。あと、保護者の就労率も上がっていると書いてありますが、この辺の増加というか、この辺もどう見ているのか。それで、さっき増設の数もお聞きしているところですが、現状においては増設しているけれども追いついていないと見ているのか、待機児童をなくしてほしいという願いが書かれているのですが、その辺の認識を聞かせてください。

○大澤保育支援課長

平成27年度からの認可保育園の開設数を申し上げます。平成27年度が5園、平成28年度が7園、平成29年度が12園、平成30年度が17園、平成31年度が12園の予定です。

マンション建設等に伴うファミリー世帯の増加ということですが、こちらについては所管からマンション開設の情報をいただいて、そのマンションのお部屋の広さによってファミリー世帯がどれくらい入ってきてそのうち何%が保育を必要とする数かということを推定しまして、それは全部開設計画に載せております。就労率についても、このところ上がってきておりますので、今年度に改訂した計画にも反映しておりますし、来年度新たにつくる子ども・子育て計画のほうにも反映していく予定になっています。

開設数につきましては、就学前人口増や就労率の増加を見込んで計画を立て直して、その計画どおりに今開設できておりますので、一定の需要を受けとめるだけの拡大はできていると認識しております。

○吉田保育施設調整担当課長

就労率の変化なのですが、今子ども・子育て支援事業計画というのを平成32年度から新しく見直すための保護者向けの調査等をやっております。その中では、平成25年に調査したものに比べ、就労希望者が約10%ほど増えているような状況でございます。速報値でございますのでまだ細かくは分析していないところでございますけれども、そういったところでございます。

○飯沼委員

今のご説明だと、平成25年度よりも10%、保護者の皆さんの統計ですよね、既に預けていらっしゃるということですか。

○吉田保育施設調整担当課長

子ども・子育て支援事業計画をつくる意向調査の中では、就学前のお子さんがある保護者の中から子

どもの人数としては7,000人分のサンプルを取りまして、その保護者に対して調査をかけた次第でございます。細かいところはまだ集計できておりませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。

○飯沼委員

ありがとうございます。就学前ということで、区内全域でサンプルを選んだということなので、とても大事なことだと思います。この辺が、同じような状況で平成25年に調査をして10ポイントにということなのかどうか、そこももう一度教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長

サンプル数としては、前回、これは子ども・子育て関係の話になってしまうのですが、前回6,000サンプルをとりました。そのうちのたしか6割戻ってきたのが前回でございます。今回につきましては、就学前乳児人口が増えていることもありまして、7,000サンプルをとったところでございます。ただし、回収率については若干下がっておりまして55%程度で、前回よりも下がっているところでございます。

○飯沼委員

ありがとうございます。やはり保護者の置かれている状況を広く把握をしていくというのはとても大事なことでありますし、そういったところで計画を立てていて、計画どおりにいっているけれどもまだ足りないという状況ですよ。その辺で昨年のところは不承諾通知が955だったのですが、この間のいろいろな答弁を聞いていると、待機児童は19人でほぼ待機児童は解消したという答弁が何回かあったのですが、これにあわせて、今年的一次のところをもう一度確認させてほしいのです。申込者数と入園数と不承諾数で、まだ一次なので待機児童の見込みは立っているのか立っていないのか、ちょっとその辺も含めてお聞きをしたいのですけれども。この状況からして、私たちはまだまだ保育園は足りないと思っているのですが、保育課の見解というのはもう一応計画どおりにすれば待機児童はないと考えているのか、その辺も聞かせてください。

○大澤保育支援課長

平成31年度一次の申込者数が3,631人、入園数が2,598人、不承諾者が1,033人となっております。追加でご説明すると、現在のところ二次の空き状況は1,137人となっております。

平成31年4月の入園状況でございますが、平成30年4月とほぼ同様の状態になると現時点では見込んでおります。認可・認証合わせた受け入れ数としては、現在のところ区全体として需要には答えられる数になっているという状況でございます。

○飯沼委員

数は大体わかったのですが、平成31年は平成30年、去年の4月とほぼ同様ということは、待機児童19人程度でほぼ入れたという評価をされるのかどうか。私たちは、この19人という数、ここが待機児童と思っていません。不承諾通知が届いたところが待機児童と思っているのですが、それにしても19人もいるのにほぼ解消という認識はどうかと思うのと、平成31年の状況が今1,033人不承諾という、この間本会議で0・1・2歳を聞いた数と差があって、その数は多分3・4・5歳の不承諾通知の数だと思うのですが、152人になるのですよね。私は、0・1歳が大変だった時代が、やはりだんだん成長していくうちに大きな年齢の子どもにも入れない状況が広がっている。3歳以上の子どもとところで待機児童が出ている、不承諾通知を受け取った子が152人もいると、これは大変な事態ではないかと思うのと、こういうのも含めて、一人ひとりのお子さんのことを考えたら、1人として入れない子どもはこれからどうするのだろう、幼稚園のところはとっくに終わっているという

ところでこの辺をどう考えているのかをお聞かせください。

○大澤保育支援課長

委員おっしゃったとおり、3・4・5歳児の不承諾者が152人なので計算が合うと思いますけれども、それに対して二次の空きというのが3・4・5歳で1,007人分空いておりますので、不承諾にはなっておりますが、少し希望園の枠を広げていただければ必ずどこかの認可保育園には入れる状況でございます。もちろん、いろいろ個別のご事情がございますから、他の園に行ってほしいということも申し上げているのではなくて、区として受入れ枠はしっかりございますということをご説明しているところです。

○飯沼委員

一問一答みたいになってきてて申し訳ありませんが、ここはすごく大事なのです。去年も300空きがあるから選ばなければ入れるという答弁が出ているのですけれども、本当に個別のケース一つひとつを見たら、どうしてここを選ぶのかと当然の理由があるところを大枠の数だけで、空いているのにそこを選ばなかったあなたが悪いのですよと待機児童になってしまうというのではないと思うのです。そういった意味で、すみません、もう一度元に戻りますが、平成30年は955人が不承諾だったのですけれども、そのうち待機児童が19人になっていて、ほかの人は待機児童ではないという扱いをしているあたり、私はここの数字の出し方、ぜひ明確な数字で教えていただきたいのです。955人がどうして19人になるのか。ちょっとそこをもう一度教えていただきたいと思っています。一人ひとりにとってみたら、ここはすごく大事なのですよね。ちょっとその数字の減らしていく中身を教えていただきたいと思っています。

○大澤保育支援課長

平成30年4月の不承諾から除く数字ですけれども、転園が158人、他の認証等の施設を利用される方が250人、特定園、1園希望の方が171人、求職要件で申し込みをされたけれども不承諾になった結果求職を休止された方が43人、不承諾になった結果育休を延長した方が46人で、待機児童としては19人という算出になっています。

不承諾の考え方なのですけれども、転園希望の方とか、入園が決まったけれども辞退をされる方というのが去年も331人出ていますし、ここからまた今年度も辞退をされる方がいて、そこに繰り上げで入る方が二次等出てきますので、不承諾者全員が入れないという状況ではないと思っています。不承諾者が全員待機児童かというやはりそうではなくて、認証等の受け皿もある以上、認可に申し込んだ方で入れなかった方全員が待機児童というふうには国としても区としても考えてはいません。

○飯沼委員

国も区も考えていないということで、実際にそうやって、本来であったら希望をして認可に入りたいけれども入れていない、希望をすところにも入れていないという状況を待機児童と認めないと。この間認証保育園に呼ばれて懇談会をしてきたのですけれども、どうして認証に入っていて認可を希望しているのに認可に移れない人を外すのとびっくりしていました、この250人。認証に預けていて認可を希望しているのです。きちんと希望を出しているにもかかわらず、入れなかった子がどうして待機児童から外されなくてはいけないのかと、お母さんたちびっくりしていましたけれども。だから、こうやって本人が納得していないやり方をして待機児童を減らしているということ自体、やはり私はおかしい操作であると思っています。なので、希望して休職の方とか、あと育休を延長できる人だったらいいではないかといって外されて、保育園に入れたら続けたいのですよ、仕事を。職場で待っているので何とし

でも働きたいけれども入れないから育休を延長している、そういう人たち一人ひとりのケースをやはり考えて、机上での数字操作だけでしてほしくないと思うのが、やはりこういう署名に添えて来られる願いであると思うのです。だから、国も区ももちろんそうですよ。待機児童のカウントの仕方を変えたのですから。その辺がおかしいと私たちは思っています。改善してほしいと思うので、この待機児童、昨年の19人、これが正しい数字でほぼほぼ解消したなどという宣伝はやめていただきたいと思うし、ここに書いているように、待機児童をなくしてくださいという願いを真摯に私は受けとめていくべきであると思っています。このことが一つです。

○塚本委員長

飯沼委員、なるべく簡潔にお願いしたいと思います。

○飯沼委員

はい。あと、2点目の、公立保育園のまま存続してくださいということなのですが、さっきパーセンテージで公立よりも私立を願う人が多いと。これは私立の保育園の数のほうが多くなっていて、入りやすさとかいろいろ考えて選ぶ方もいるので、単純にこれで公立より私立を願っていますという受けとめにはならないのではないかと思うのが一つです。

あと、公立の民営化で今一番心配されているのが人手不足なのですよ。これをどう考えていらっしゃるのか。私も保育士はいませんかという相談を何件も受けているのですが、区内でも私立園に人が集まらない、またたくさん集まってもたくさんやめていってしまう。安定した保育の保障がないのです。きっといい経営者でいい保育園は残るのかもしれないけれども、それってわかりませんよね。たくさん人を集めてたくさんいなくなるけれども、保育園は存続している。そんな状況の中で、一番に安定した保育の保障をしていくためには、やはり公立の保育園が求められているのが私は当然であると思うので、こんなに保育園が足りなくて次々にできていて、中には問題を持っている保育園もできているといった中で公立をあえて民営化する必要は全くないと思っているのです。この点について見解をお聞かせいただきたいと思います。

○大澤保育支援課長

待機児童のカウントの仕方ですけれども、これは厚生労働省で定義が決まっているので、それに沿って区としても待機児童をカウントするしかないと思っています。認証を含めて既存の施設の活用を前提として待機児童解消を進めていくことがやはり区として何年、何十年か後のこともありますので、それが適切な判断だというふうに考えています。

○吉田保育施設調整担当課長

民営化した際の安定的な人手不足の解消だとかその辺のところなのですからけれども、比較的区として立地条件のいい保育園を民営化していくことを予定しております。そうしますと、立地条件がいいということはよい業者が集まりやすい。いい保育ができる、保育の質の確保等を含めて民営化してでも続けていけるものと理解しております。

○飯沼委員

民営化してもやっていると。あえて民営化する必要はないと私はさっきから言っています。特に、新しく改築して税金をかけてお金をかけてきれいにして、はい、どうぞと民間に差し出す必要は全くないと思っています。

あと、3点目の公園なのですからけれども、お年寄りから子どもまで利用できる公園を増やしてくださいと書いてありますけれども、さきほど園庭の議論がされていました。園庭はもちろん求めているのです

が、地域の公園不足、遊び場が不足していることを保育支援課としてどのように受けとめ、考え、改善しようと考えているのか一点お聞きをしたい。公園課においては、大崎、五反田、私は荏原地区なのですが、区の公園の1人あたりの平均平米数と比べると大崎、五反田は気の毒です。3分の1ぐらいの平米数しかないのです。荏原もそうなのです、2分の1ぐらいで。そんな足りない、地域バランスがこんなに悪くて、特に大崎、五反田、気の毒です。認証保育園とか小さい保育園がいっぱいできている。この子供たちはどこで遊んだらいいのですか。そういった面で保育支援課と公園課の両面にお伺いしたいので、よろしくをお願いします。

○大澤保育支援課長

保育園の公園活用ですけれども、新規の園には近隣の保育園と調整して遊ぶようにというお話はして、私立園長会等でもいろいろな保育園が使うから譲り合ってください、一般の方もいらっしゃいますからというお話はさせていただいて、ここ1年公園に関するトラブル等はございません。

私立保育園はそれぞれ近隣の、例えば学校ですとか、神社の境内ですとか、公園だけではなくいろいろな施設にそれぞれ当たって外遊びは工夫して行っているところと聞いています。

○溝口公園課長

公園の関係でございます。やはりこれまで木造住宅密集地域等、そういったところの観点で安全な市街地の整備をまずは優先していきたいというところでの防災広場ですとかそういったものの整備に力を入れてきたところでございます。今後はもう一つ新たな視点として、町会内に公園がないところについてもしっかりと整備していきたいという方針を持っております。ただやはり、なかなか土地の確保というのが難しい現状がございます。どんな土地、狭い土地でも公園になるというわけではありませんので、やはり一定の広さが必要になってくるところでございます。そういったものについては、引き続きやはり不動産とかそういったものも問いながら、公園としての適地、そういったものを探しながら、公園の整備には当たっていきたくて思っておりますし、またまちづくりですとかさまざまな機会を捉えながら、少しずつ公園を増やしていけるような取り組みを引き続き行っていきたくて考えているものでございます。

○飯沼委員

公園、つくってください。適地探しています、整備していきますといってもいつまでにどこにつくるのかというのを明確にしない限り、毎回同じ答弁をいただいています。子どもたちはどんどん育つのです。子どもたちというのは、日々よい環境で育てないと心身ともに成長が阻害されていくのです。もう皆さんご存じですね。朝、通勤途上、仕事に来る途中も本当にみんな民族の大移動みたいですね。年齢によっていろいろな移動の仕方をしてはいますが、毎日毎日、保育士たちは、すごく努力しているのです。トラブルがありませんなんていうものではありません。ものすごく努力して調節をして、遊びの場を確保しているけれども、それでも足りないという認識を、ぜひ担当課は持ってください。もっと実態を知っていただきたい、園庭が必要だと。園庭も必要ですが、園庭で間に合わなかったら近くに公園をつくる、そのぐらいの努力、未来の子どもたちのためにしていただきたいと思いますが、最後に一言、保育支援課と公園課にお聞きします。

○溝口公園課長

公園でございます。区内全体的に足りているというふうには思っておりません。そういった中でさまざまに努力しながら続けてきているというのが今の現状でございます。先ほど、冒頭にも話がありましたように10年間で39カ所増やしたり等という努力はしてきているところでございます。そういったもの

は続けていきたいと思っております。

また、現在の公園についても、平成の初期につくった公園が多くなってきています。そういった中で計画的に改修することによって、子どものアイデアですとか地域のご要望等を聞きながら改修を進めてきているところでございます。これからも新たにつくっていききたいと思っておりますし、現状の公園も皆さんにより親しんでいただけるような整備、そういったものも行っていきたいと考えているところでございます。

○飯沼委員

委員長、聞いていることに直接、答えてないです。答弁をすればいいというものではないです。足りないところにつくっていただきたいと言いました。区民の皆さんから切実に出されているものです。

○塚本委員長

飯沼委員、公園が必要ですかということに関して今適切に答えられたと思います。これでこの質疑については終わりにしていただきたいと思います。次の質問があれば、次の質問に移っていただき簡潔にお願いしたいと思います。

○南委員

質問者が納得し得ないような答弁だったら、また聞くしかないではないですか。きちんと発言させるべきですので、そういう運営をしてください。

○塚本委員長

私はそういう運営をしているつもりです。

ほかにご発言がありますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成31年請願第5号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

本請願を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。

○南委員

ほかに発言がないので、発言をとめる必要はないと思います。あえてそのことは言っておきます。

○塚本委員長

承知しました。

○石田（し）委員

委員長が委員会を運営するに当たって、いろいろと調整するのはあることです。そのことに対してどうこうというのは、それは委員会運営の一つの調整ですから、そこは私は一定の理解をせざるを得ないのかなと思うので、そこだけは私もつけ加えておきます。ぜひそこは、理解する部分は理解をするというのも必要なかと思えます。

○南委員

委員会運営に委員長としてのいろいろな判断はあり得ると私も思っています。であるのだったら、委員会運営上こうしたいからと説明があつてしかるべきです。それもなく、一方的に判断してとめるというのは委員会運営としてはどうかと思います。

○塚本委員長

ご意見として伺っておきます。

それでは、あらためまして取り扱いについてご発言ください。

自民党・子ども未来からお願いします。

○渡部委員

私たちは本日結論を出すということで、結論は不採択です。

会派で当然ですけれどもここ数年来ずっと話を続けている中で、私たちの会派としては多様な方法で待機児童解消を目指してくださいということは申し上げておりました。その中で、待機児童は平成30年に解消されています。需要と供給のバランスをこの23区の中で考えたときに、それはしっかりとれていると会派としては認識しておりますし、今後子どもが増えていくということも確認させていただいている中で、それについても多様な方法で将来的な待機児童解消を目指してくださいということについて、区としてはしっかり政策を進めていただいています。先ほどの質疑の中でも今後の見込み数等も出てまいりましたので、そこについては安心をさせていただいています。

公立保育園等につきましては、私たちは常に民営化を求めています。この先も区政の中で必要な施策を行う上で、今の時代に何が 필요한のか、何をやっていかなければならないのかというところであれば、民でできるものは民でという考え方を会派で持っていますので、私たちはそのように進めていただければと、これは要望もしておきますが、そのように考えています。

公園に関しては、しっかりと今保育支援課、公園課からも答弁がございまして、質問にはしっかりとお答えをいただいているのかなというふうに思います。当然適地があれば公園の増設はしていただけるわけですし、私たちも先ほど答弁がございましたように、各地域の町会で公園がないようなところは進めてほしいというところ、家が建っているところに公園をつくれといってもできるわけないですから、それは適地が出たときにはやっただけという常識的な中での判断。それで、その回答ですから、もうこれ以上もこれ以下もない回答でしたので、もうそこは十分納得、誰が聞いてもわかるような見地をいただいていますので、そこについては進めていただければと思います。

今、申し上げましたようなことでございますので、不採択でお願いいたします。

○つる委員

本日結論を出すというところで、本請願については不採択の結論です。

請願のタイトルは「一人ひとりの子どもが大切にされる」、これは当然大前提、至極当たり前のことであります。それがなければさまざまな教育行政、また保育園行政もできないところがあるので、公明党としても総合的な待機児童対策ということでこの間品川区にも求めてきたところでもあります。当然さまざまな設備、また人員含め認可というところが一定求められるところでもあります。それも先ほどのご答弁の中で、ここ5年の中で増園をしてきていると。その園数も5年の中で増えてきているという実態もあります。そうした中で、今この段階での子ども、その保護者、社会が求めるさまざまな労働・就労世代のニーズ、そうしたところで子どもたちをいかに安全に、まさに大切にされる保育園の行政を担っていくか、総合的な対策というところで子どもの幸せのために品川区も全力で全国の自治体に先駆けて取り組んできていると。いうところの四角四面の認可というところで、園庭を求めていくのであれば、どれほどの待機児童が品川区もこの間出ていたのかということを見ると、逆にそちらのほうがむしろ危険なことなのかなと思います。さまざまな東京都独自の保育園の認証制度、またあえて認可外等を選ぶという就労のご家族の判断等もある中で、あくまでも先ほど保育士の人材育成についても品川区の取り組みとしては平成19年から強化されて行われ、また次年度さらに強化される。そういったところ、当然保育士の質の担保等というのはこれからも強化されなければいけない。ただ、制度に人をはめていくような視点に見受けられるような形での求め方というのは、私は違うと思いますし、現実そこにい

る子どもたちの幸せのためにどう柔軟な対応をして、その子どもの健全な保育を担っていくか、担保していくかというところで、この間品川区は行ってきたとっております。

また、その数字的な部分というのは内訳でありまして、先ほどご答弁があった中でそれぞれのご家庭のご事情等の中で、そういうような内訳があるわけですから、当然品川区として全体としての見立て、受けとめ方として、数字上はそういうふうになっているところは言い方の表現の仕方であるわけですし、ただ当然課題として内訳の中に示せるとおりの課題に対しては、個別の対応でとられているわけなので、そこに対して否定的な捉え方をすることではないと思いますが、認可を含めた総合的な待機児童対策の強化、これはこれからも必要であると考えています。

この間、例年同趣旨の請願が出ておりますけれども、従来発言したとおり、総合的な待機児童対策というところでしっかりと今後も強化していただきたいというのが不採択の理由です。

○南委員

今日結論を出すということで、採択を主張します。

区の責任で認可保育園を増設し待機児童をなくしてくださいと請願項目にありますように、やはり子どもたちのことも考え、保護者の皆さんのことも考え、働いている職場の職員の方のことも考えたら、やはり保育行政を区がしっかりと責任を持って認可の保育園をつくっていく。これは誰も否定できない。さまざまな事業でと、私はこれは本当に企業のための規制緩和で、今の安倍政権、安倍自民党・公明党と言ってしまいますけれども、この政権が進める民営化の方向ではなく、やはりきちんと責任を持って。保育園は国の最低基準というのがあるのです。この最低基準が現状に合っていないで改善してほしいという声が出ているにもかかわらず、この基準よりも低い多様化で十分だというのは明らかに私は間違っていることであると思っています。ぜひ公立保育園の基準がとても大事だということにおいては存続を求め、これも当然です。あと、園庭も公園も大きく不足をしています。直ちに整備と改修が必要であると思っていますので、この3つの請願項目はもっともであると思っていますので、採択を主張します。

○石田（し）委員

我が会派としては結論を出すで、不採択をお願いします。

意見としては、請願項目は3つありますが、1点目。いわゆる認可保育園を増設をして待機児童をなくしてということですが、我々もかねてから先ほどほかの委員からもお話があったとおり、待機児童を解決していく、減らしていくというのは、やはり認可保育園の増設のみならず、さまざまなものを用いてなくしていく必要があると。また、そうでなければなかなか待機児童を減らすことができないといった視点の中では、しっかりと多様な、また総合的な待機児童対策をしていくべきだと思っています。

2つ目の公立保育園をそのまま存続ということですが、これも今いろいろな需要が、保護者たちからもある、また、社会の中でもさまざまな需要がある中で、これはしっかりと公立保育園のみならず、さまざまな視点をもってその需要に対応するべきだと思っております、不採択の理由といったところであります。

3つ目ですが、先ほど飯沼委員からも大崎、五反田のお話があって、それは私も住んでいる一人として感じるところであります。しかしながら、大崎、五反田を見たときに、公園の適地があるのかといったらそれはなかなか難しい。先ほど渡部委員からもお話がありましたけれども、適地があったときはしっかりと対応していただきたい。我々も適地を見つけたときにはしっかりと区にも情報提供も含めてしていきたいと思いますが、やはり適地を探す部分も含めて、また正直そのエリアは土地も高いです。区としても手が出しづらいというのはわかるけれども、本当にいろいろなことを考えたときに、ではその金

額を出してまで必要なかというところまで判断をしていただきたい。以前、やはりなかなか高くて手が出せない、それは本当に民間と戦ったら勝てない金額です。ただ、そこまで一步踏み込んで、一定の足りないエリアに関してはそれ以上のものというの、金額ではないものも絶対あると思うので、そこは一步踏み込んだ行動もとっていただきたいと思います。

3点目はちょっと個人的な意見になってしまうのですが、誰でも使いやすいようにというのは、言っていることはすごくわかるのですけれども、実は公園はなかなか難しく、誰でも使えるかといったらそれは例えば子どもたちが遊べるような遊具をそこに設置をすれば、それは一定例えばもう少し上の年齢の子どもたちがボール遊びをやりたいといったときにそこには制限がかかってしまいます。ですので、お気持ちはすごくわかるのですけれども、やはりそこはある程度区として判断をしていかなければいけないのかなど。それはもちろん、ベンチをつくって高齢者の方たちがそこで休めるとかそういった部分はあるのかと思うのですけれども、では子どもたちが遊ぶ遊具でかつ高齢者も一緒に遊べるような遊具をというのはなかなか難しい話ですので、私はそのところどころのニーズだったり規模だったり、そういうのも含めてしっかり総合的に判断をして、ある意味皆さんが使えるような施設をうまく配置をしていただきたいというのは思いますので、そこは要望も含めて意見をさせていただきます。

よって、我が会派としては不採択ということでお願いいたします。

○高橋（し）委員

結論を出すで、不採択です。

今、さまざま議論があったのですが、請願項目に関しての意見として、1番目のところでは、区のほうでは認可保育園をこれまで5年の例を挙げていただきましたけれどもつくってきた。その5年前、もう少し前は残念ながら後手に回って、かなりの待機児童が出たところがあって、区のほうでもそこからスピードアップして現状に何とか対応をするような、先ほどから出ている総合的な形で対処しているという事実はあります。それで待機児童も減ってきて、ゼロかどうかというのは置いておいて、対応は成果が出ていると思います。もちろん1歳の方々がなかなか厳しいような現状もあるので、より一層スピーディーにということと人口の増加に対応する形を求めていきたいとは思いますが、現状実際に行われているのでという認識を持っています。

それから、民営化については、私は別の機会にも民営化を進めていってほしいということをお話しております。今ご説明があったように、幾つかの条件のもとで民営化をされていくということで、いわゆる特色のある保育が行われていくことの一つの道筋だとも思いますので、民営化を進めていっていただきたいと思っています。

園庭についてはさまざま議論がありますけれども、やはりプライオリティとしてまずは安全に保育ができる状況のルールの中で認証も含め、保育園を開設するところが第一だと思います。先ほどご説明にもあったように、一義的にはまずは入っていただくところがというふうにありました。基準に満たない形で開設しているわけではなく、きちんとした形で開設していただいているので、公園の利用の仕方については平成31年度は区の施設も運動できるような形で開放していくというのが予算案にも出ておりましたので、そういったことを活用しながら、園庭のないところはそれでフォローしていくことが可能ではないかと思っています。

○塚本委員長

それでは、請願第5号は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの委員のご意見を伺いましたので、請願第5号につきまして、挙手により採決を行い

ます。

平成31年請願第5号、一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願を採決いたします。
お諮りいたします。本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成者少数でございます。よって本件は不採択と決定いたしました。
以上で本件を終了いたします。

(2) 平成31年請願第11号 小中学校の給食費の無償化を求める請願

○塚本委員長

次に、(2)平成31年請願第11号、小中学校の給食費の無償化を求める請願を議題に供します。
本件は初めての審査になりますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○塚本委員長

朗読が終わりました。
それでは、本件について理事者よりご説明願います。

○篠田学務課長

それでは、私から請願第11号、小中学校の給食費の無償化を求める請願について、ご説明させていただきます。

まず、給食の経費負担についてご説明をいたします。

学校給食は学校給食法という法律に基づいて実施をされてございますけれども、この法律の第11条におきまして、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする」と定められてございます。この規定に基づきまして、学校給食法施行令では、第2条におきまして、義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費と学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費と規定がされてございます。なお、光熱水費につきましては設置者負担と規定はされておられませんけれども、昭和48年の文部省通知によりまして、設置者負担が望ましいとされているものでございます。

また、保護者の負担といたしては、この学校給食法の第11条の第2項におきまして、第1項に規定する経費以外の経費としてございます。第1項に規定する経費というのは、先ほど申し上げた設置者が負担すべき経費分でございますので、要は設置者が負担するもの以外は保護者の負担と定められているものでございます。実際には、文部省通知に基づきまして、光熱水費も設置者であります区が負担をしておりますので、品川区におきましては、保護者の方にご負担いただいているのは、お子様ご本人がお口にする食材費のみという状況になってございます。

次に、こちらのいわゆる給食費に関する経済的な負担軽減といったものにつきまして、生活困窮世帯に対しましては生活保護ですとか就学援助、こういった制度に基づきまして給食費の実費負担をしているものでございます。ちなみに、就学援助の受給者は平成29年度全体の21.2%になってございます。

また、区の独自事業といたしまして、就学援助が受けられない、それ以上の世帯収入の高い世帯に対

しましても、多子家庭給食費補助制度というものを設けまして、小・中および義務教育学校で3人以上お子さんがいらっしゃる世帯の場合には、3人目以降のお子さんに対する給食費を補助するといった制度を設けてございます。

これら、生活困窮世帯等への必要な施策を行っているということを踏まえまして、現時点におきましては、それ以外の方々を含めた全児童・生徒に対する無償化といったものは現在は考えていないところでございます。しかしながら、現在国におきまして子育て全般についての支援が幅広く検討されている状況でございますので、例えばこの中で学校給食に対する何らかの支援等が打ち出されてくるかどうか、こういった部分につきましても私どもとしても今後十分注視してまいりたいと考えているところでございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関してご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

給食費の負担について、今説明がなかったのを改めて伺いたいと思いますが、事務事業概要に小学1・2年生で240円等々書いてあるのですけれども、その金額でよろしいのか。そうすると、5・6年生は1日の食単価280円かける月、月は20日で計算するのでしょうか、月額と年額がどういうふうになっているのか。請願に小学校高学年と中学生の金額が示されているのですけれども、この数字でいいのかどうか確認をしたいと思っているのが一つです。

それから、今後の国の動向を注視していくという話なのですが、今子ども、教育に関するさまざまな経費を負担軽減するというふうな動きもある中で、注視をしていくというのはどういうところをどういふふうに見ようとしているのか、余りよくわからなかったもので、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○篠田学務課長

まず、給食費の金額のお話でございます。単価につきましては、先ほど委員ご指摘のとおり、事務事業概要に書かれているとおり、小学校の低学年で240円、中学年で260円という形で決まっております。年間ですけれども、給食は大体年間で学校によって190から195ぐらいの幅で設定がされてございますので、それを基本的には10カ月もしくは11カ月で割り返して各学校で徴収しているという形になっているところでございます。

それから、国の動向についてですけれども、今回、あくまで給食費の無償化ということでございますので、それについて今後国のそういった施策の中に給食費無償化にかかわるような施策が打ち出されるかどうかを注視してまいりたいと、そのようにお答えしたものでございます。

○南委員

ちょっと私の計算ではこの示された金額より実際の今年度の負担は高くなるのではないかと考えているのですけれども、そこを確認したいと思います。6万円にしても6万8,400円にしてもかなりの負担とここに書いてあるとおりだと思うわけです。それよりも高くなるということについては、やはり今なかなか庶民の生活、経済状況というのはかなり厳しいです。実質的な消費額が五、六年前と比べて25万円も1世帯当たり減っているという状況があると言われていっている中で、給食費の負担がこれだけかかると、そういうふうな状況についての区としての認識、適切だと思っているのか、あるいは軽いのではないかと考えているのか、あるいは負担が重たいのではないかと考えているのか。そのあたりの捉

え方についての認識を伺いたいと思います。消費額が、一家庭の所得はそれぞれ違いますけれども、それでも平均して25万円ほど減っているという状況は決して軽く見れない、軽んじて見れない状況だと思うのですが、そういう状況の中で年額6万円以上の負担があるということは、やはり私は重たいと思うのです。やはり今子どもを健全に育てる、そういう状況が求められていますし、それから今、子ども食堂というのが品川区でも17カ所だったか、できているという状況を見ると、家庭での食事の状況が決して好ましい状況にはない家庭が結構あると捉えたときに、やはり給食の持つ意味は相当大的な意味があると思うのです。またそういう点と、一般的に出てきている子どもを捉えるいろいろな家庭環境の中で、やはりそういう部分に関する費用の負担を軽減するという考え方はこれから進んでいっていいのではないかと思うので、私は給食費の無償化はこの品川区でも実現するべきだと思って賛成の立場で質問しているつもりなのです。

先ほどの認識を伺いたいのと、それからちょっとこれは古い資料なのですが、2017年のときの23区の調査を見てみると、品川区の給食費は高いのです。小学校で23区中最低クラスではなく、高いクラス、9位なのです。中学校では6位なのです。つまり、重たい負担になっているということなのです。今日の状況の比較は私もできていないのですけれども、2年前はそういう状況だった。やはり区民の願いから見てもっと軽減するべきではないかと思っているのですけれども、この2年前の状況、小学校でいうと保護者の負担が5万963円、中学校では6万2,403円なのです。こういう高い状況に品川区のレベルがあるということ、一概に給食の中身そのものもいいというふうに捉えていいのかわかりませんが、金額的なところだけ見ると、こういう高いということが言えると思うのです。その点について、実態的に教育委員会としてはどういうふうに見ているのかも含めて考えを伺います。

○篠田学務課長

まず、給食の負担感の関係でございます。年額で見れば確かに6万円等々、一定の金額になっているところではございますけれども、1食単位で見えていきますと、例えば小学校の低学年は先ほどおっしゃったように240円であったり、一番高い中学生で320円です。実際に今食事をしようとしたときに200円や300円の金額で食事をするというのは非常に難しい実態です。これはあくまで食材料費だけで押さえているのでこの金額になっているということでございます。例えば、牛乳はそれ自体で50円かかってしまうものでございますから、それ以外のものとなってくれば食材も各学校でも相当苦勞して抑えているという状況でございます。ですので、そういった意味で1食単位で見れば決して負担感が高いという認識は私どもは持っていないものでございます。

また、2つ目のご質問で、他区との比較ということでお話をいただきましたけれども、私も最新の状況は手元にないのですけれども、その後、23区の中で比べますと順位が下がってたしか十何位だったかと思います。品川区の場合は平成20年に現行の給食費を設定しましてから、その間消費税増税等ございましたけれども、それに合わせた金額の引き上げ等も行っておりません。平成20年からずっと同じ金額で維持しているということがございますので、委員ご指摘の順位よりも今はもう少し下に下がっている状況があったというふうにご認識しているところでございます。

○南委員

品川区の今の給食費負担、親への負担、費用については高いと思わないということをおっしゃったと思います。食材だけで見ると確かに300円前後なので、それは一般論からすれば高いとは思わないかもしれないけれども、1年単位で見たときにここに書いてある数字で言うと6万円、あるいは6

万8,400円という金額は、これはやはり高いですよ、高いと思います。それで、品川区として、先ほどの説明では生活保護世帯とか就学援助世帯とか多子家庭世帯には一定の補助をしているのだということはあって、それはそれとしてももちろん認め、了解しているところですけども、やはりもう少し全体的に見て経済状況、個々の収入の状況、さっきも紹介した25万円も減っていると。そういう状況の中で、教育にかかわる費用というのが本当に重たい負担になってきているという状況は、改善しないといけないと思うのです。品川区は、決して財政的に厳しい自治体ではなくて、むしろ毎年確実に積立額を増やしています。来年度の予算も250億円ぐらい基金から取り崩していけているという、財政的に余裕がある区というところで、やはりそういう財政状況にあるわけですから、やはり品川区で育つ子どもたちにいろいろな教育条件、いい条件を提供していくという考え方に私は立つべきだと思います。さまざまな教育の内容、改革ということでやっておられるけれども、しかしこういう全ての子どもたちが食べて健康な体をつくる、そして心身ともに健康な子どもたちを育てていくという角度で見たときに、やはり給食費の一定の補助、無料はもちろんですけども、最低でも全家庭に対応できるようなそういう補助というのは私はあってもいいのではないかなと思うのです。できない状況ではないと思います。

しかも、今いろいろ教育の無償化というのが言われているときに、給食費もその無償化の一つに据えて取り組むべきではないかなと思っているのです。教育の無償化という点とこの給食費の無償というところは、その中に入れて考えられないのかなどうか。先ほどは高いとは思わないとかこういうことで進めていきたいとおっしゃっていたけれども、改めてその認識を伺っておきたいと思います。

○篠田学務課長

まず、お話の中で財政的な余裕がある今できるのではないかなというお話でございます。これは、せんだつての決算特別委員会でもご指摘をいただきましてお答えした金額ですけども、実際に今いるお子さん方に対して無償化をするとすると、新に発生する経費は8億5,000万円をこえる金額になるのではないかなというお答えをさせていただきました。決して安い金額ではございません。一度無償化してしまえばなかなかそれをもとに戻すということはできませんから、恐らく一度無償化をすればそのままずっとこの負担は続いていくのだろうという形になってくると思います。そうしますと、なかなか簡単に無償化しましょうと言える金額ではないのではないかなと私どもは考えているところでございます。

それから、無償化に関して、区としてどう考えていくかという話ではあるのですが、今申し上げたとおり、財政的にも非常に負担が大きいものでもございますし、また教育の無償化自体どこまで含めていけばよいのかというのは、やはり区の考え方ももちろんですけども、国等の考え方もよく見ながら、注視していきながら考えていきたいと考えてございます。

○南委員

私は、子どもを育てるということに関して、財政の、それはできないところまでやれと言っているつもりはないのですけれども、できる財政状況にあるわけだし、やはり子どもを育てるというのは品川区の将来にとっても非常に大きな心強い影響が期待できると思うのです。教育は百年の計といいますけれども、やはり小さいときから子どもたちにきちんと手立てを尽くして必要なお金もかけて育てていく、そういう姿勢がこの教育、保育のこういう分野には非常に欠かせない大事な基本的姿勢だろうと思うわけです。したがって、確かに8億5,000万円というお金は安いお金とは思いませんけれども、子どもの将来、品川区の将来を見たときに、私は必要な経費としてやはり考えていくべきだと思います。ですから、国の無償化を待つまでもなく、教育のこういう分野でも品川区は先進自治体というふうにとっていただきたいと私は思います。先ほど審査した18歳までの入院にかかる医療費の無料化につい

ても、23区の中で品川区は3番目にスタートするということです。やはり高校生という対象の制限はあるものの、しかし医療費の無料化をしていこうということは、本当にいいことだと思っておりますし、こういう教育にかかわる費用についても、そういう意味での先進自治体に私はなっていたきたいということ強くお願いをしておきたいと思っております。

教育にお金をかけることが無駄なお金なのかどうか、そこについての認識を最後に伺って終わります。

○篠田学務課長

私どもといたしましても、できるだけ魅力的な教育をお子様方に提供したいという思いを持ってございますけれども、やはりそれは優先順位等を考えながら、どこまで何に取り組んでいくのかというのは、さまざまな状況を判断しながら考えていくべきものだと考えるところでございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○飯沼委員

先ほど就学援助の割合が21.2%とご答弁いただいて、私が把握していたのより下がったなと思っているので、なぜかなと思ったのですけれども。小学校と中学校の違いがありますよね。就学援助の割合を改めて教えていただきたいのと、あと、就学援助が受けられている、困難な低所得者の人は生活保護を受けている、あと、先ほどは多子家庭の3人目以降の補助も行っているということなのですが、今本当に子どもの貧困が問題視されていますし、朝食も食べない子どもがいたりとかそういう意味で、子どもが本当に健康、健やかな成長のためにいろいろな手立てがとられ始めているのですけれども、そういったところを含めて今の品川区の給食に対する考えというのは、就学援助のところ、生活保護のところ、多子家庭の3人目以降のところをやっているからこの程度で十分であると考えているのか。今後どのように考えているのか、その辺も教えてください。

○篠田学務課長

就学援助の小中学校の割合、人数でしょうか。

○飯沼委員

割合でいいです。

○篠田学務課長

平成29年度ですと小学校が受給率が18.3%です。中学校が30.2%になります。トータルで21.2%という形でございます。

それから、品川区におきます給食の考えでございます。子どもの貧困を踏まえた給食に対する考え方という質問でございます。基本的に学校給食の保護者の方にいただくご負担というのは、先ほど申し上げたように法律で規定がされているものでございまして、その中で区としても必要な最低限の対応を取りつつ、それに沿った形で給食の運営をしているというところでございます。今後ですけれども、先ほど来申し上げているとおり、国等の動き等も注視しながら、今以上の動きがとれるのかどうかということに対しては、その時々的情勢をきちんと見ながら判断してまいりたいと考えているところでございます。

○飯沼委員

規定に沿ってということですが、最低限ではある。これ以上は今では考えていないと。最低限をしているという捉え方なのですか。

あと、給食費の未納の状況はどれくらいあるのか、わかったら教えてください。

○篠田学務課長

給食費の最低限というお話ですけれども、要は法律に基づいた必要な対応をとりつつ、また低所得者等に対する施策も行っているという形で考えているところでございます。

それから、未納の状況でございますけれども、ここ3年間で申し上げますと、平成27年度の未納率が0.02%、それから平成28年度が0.05%、平成29年度が0.04%という状況でございます。

○飯沼委員

いつとき給食費の未納問題がテレビなんかでずっとあったのですが、本当にごくごく少ない。この数字からすると、やはり親御さんはどんなに厳しい状況でも子どもにきちんと給食を食べさせたいし、肩身の狭い思いはさせたくない、本当に学校に持っていくお金とかこうやって納めなくてはいけないお金は、本当はかなり厳しい生活の中でも捻出をしているのだと感じます。

小学校で年間5万円前後で、あと中学生のところでは6万円超えるという金額は本当に今子育てが大変と言われているところにおいては、本当に負担になっていると思います。区のアンケートでもはっきりしていますよね、経済的支援をしてほしいというのは、区の子育て世帯アンケートでも理想の子どもの数の実現の見通しの質問に、4割以上の方が実現は難しいと。子どもを3人持ちたくても1人ひとりにかかるので無理だといって1人から2人でとどまっていると。出産、子育て、教育にお金がかかり過ぎるというのですよね。給食、かかり過ぎるといっています。品川区が取り組むべき点には49.5%の人が出産、子育てに対する経済的支援の充実をあげていますと、区のアンケートでもこうやって書かれているので、私は区としてはありとあらゆる分野において支援ができるところは本当に各部署で考えて、どうしたら子育て支援ができるのかというのを本当に考えていくべきであり、そのうちの一つがこの給食費、本当に食べるという、心も体も育てますし、将来を生き抜く力をつけていく、まさに学校給食法のところでは本当に給食は教育であると言われている、それを実現をしていくことが大事でありますし、請願にも憲法第26条、書かれていますよね。義務教育はこれを無償とする。本当に子どもを国をあげて、自治体をあげて元気いっぱい育てていくということは本当に尊いし、私はすぐできることであると思っています。8億5,000万円という数字が先ほど上がっていましたがけれども、ぜひ給食を、やはり子どもたちを健全に育てる義務教育無償化というこの流れに沿って、今頑張っていくのは私は自治体だと思っています。この給食というところから発生していますけれども、子どもの今いろいろ出ている貧困対策とか少子化の対策、品川区は合計特殊出生率が1.22から2.5が予測されると書いてありました。上がってはいますが、まだまだ問題にならないぐらい低い数字です。だから、少子化対策としても、また子どもの食を健全な食にしていくセーフティーネットとしての社会保障としても考えられる学校給食の無償化というのは、私は本来的には国の制度として進めていくべきものだと考えています。でも、国がやる前に、子どもの医療費の無料化のように、やはりできる自治体、力がある自治体からやり始めて広げていくことが国を動かすことになると思っているのです。品川区はそういう力があると思うので、ぜひ踏み出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○篠田学務課長

少子化対策等を含めましてさまざまなご意見をいただいているところではございますけれども、例えば学校給食の無償化をする場合、財源の話で言いますと、特定財源等ございませんので全て区の一般財源という形になってございます。そうしますと、無償化によりましてこの利益を享受できる方がどうしてもお子さんを通わせている保護者の方、ご家庭のみという形になってまいりますので、政策としてそれが一般の区民の方に受け入れられるかどうかというのは十分考えていく必要があるかと考えている

ところでございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○石田（し）委員

先ほどの未納率の状況が出ていて、極めて品川区の場合は低い状況にあるのかと思うのですが、未納の対応、回収というのでしょうか、対応は誰がやっているのか教えてください。

それと、未納が続いていて払わないとなった場合に、その子は給食が食べられないのか、そういう事例があったのか教えてください。

○篠田学務課長

まず、未納があった場合の回収ですけれども、品川区の場合は、かなり以前から学校事務システムというシステムを導入しまして、給食費の徴収等を事務室のほうで全部行っているような状況でございます。ですので、ほかの自治体ですと先生方が教室で、お子さんから給食費を集めて、足りなかったらどうするかという対応をとっているところなんですけれども、品川区では全て事務室のほうで行ってまして、さらに全てご入学のときに口座振替の手続きをとっていただいていますので、基本的にはその口座にお金がある限りは未納にならないというのが大前提です。ですので、非常に未納率は低い状況が続いているということでございます。

ですので、結果的に未納があった場合でも、先ほど申したとおり事務室が対応していますので、事務室のほうから各ご家庭にご連絡を入れております。ほとんどがたまたま口座に一時的にお金が足りなかったということでございますので、その次の回にまとめて引き落とさせていただくという状況でございます。

それから、給食費を払わなかったことで食べられなかったお子さんがいるのかということですが、こちらはやはり給食費の支払いが滞ったことによって給食が食べられないということになれば、お子さんご自身にどうしても影響が出てしまいますので、その辺は一定の配慮を学校のほうでしながら、後ほど給食費の督促をかけさせていただいているという状況でございます。

○塚本委員長

ほかにご発言は。

○南委員

さっき私が、無償化の質問をしたときにそれには8億5,000万円の財源がかかるということで、それで再質問をさせていただいたら、優先順位があるのだというお話でした。それから、今も学校に通う子どもたちに8億5,000万円のお金を使ったら、区民全体から見ると公平性というような表現はなさなかったですけれども、そういう点でいいのかという趣旨のご答弁をされたのですが、私はこれは本当に間違っていると思って指摘をさせていただきたいと思います。やはり、さきほども言いましたけれども、優先順位といったら一番大事にするのは品川区の未来を担う子どもたちの保育、教育でこそあるべきだと思うのです。そうではないですか。優先順位とあったら、やはり今品川区は開発に、財政構成で見てみたら、ちょっと今具体的な資料は持ち合わせていないですけれども、開発だとかそういうところにお金を使っています。教育費予算との比較を正確にしていなくてあれですけれども、やはり優先といたら今品川区が進めている開発、そういうものよりも教育は優先順位が低いのですか。そういうふうに見ていいのでしょうか。ちょっとその辺の認識を伺いたいと思います。

それから、学校に通っている人だけにお金を投入することは公平の上で不公平。こういうふうを考え

ることは正論なのでしょうか。別の問題で私たち、この間情報公開の問題でいろいろと区が計画される時に住民説明会をするべきだという質問をしたときに、他の部の理事者の方ですけれども、説明を聞ける人と聞けない人がいて不公平だから、だから説明会をやらないのだと。私に言わせれば珍論としか言いようがないような答弁をされました。公平、不公平という言葉を持ち出してそういうふうに通るといのは、私はこれはやってはいけないことだと思うのですけれども、改めてそういう認識について、正しいのか、正しくないのか、そのあたりを責任ある立場の理事者の皆さんに伺いたいと思います。それで終わりにしたいと思います。

○篠田学務課長

まず、優先順位のお話ですけれども、優先順位といったのは、あくまで区の政策として打ち出していく中でどういったものを順番に行うかというのは区として考えていくべきものだろうということでお話をしたものでございます。

それから、公平性については、私のほうからは、先ほど区民の方から広く理解を得るのが難しいのではないかというお話をさせていただいたので、公平か公平でないかという言い方はあまり私もしたつもりではないのですけれども、そのように受けとめられたのであれば、あくまでそういった一部の方が利益を享受できるような制度という形になったとき、区民の方から広く理解が得られるかどうかをよくよく見きわめる必要があるだろうといった意味合いで答弁をしたものでございます。

○南委員

やはり私は教育に関しての予算を使うということは、区民からの反対はゼロとは言わないけれども、広く理解していただける問題だと思っています。もっとしっかりと、失礼な言い方をしまして許していただきたいのですけれども、そういう部分にお金をかけるということについては、自信を持ってやっていただきたいし、区民の皆さんにも理解はしていただける問題だと思っていますので、そういう角度で一つひとつの問題を精査していただきたいということをあえて強く要望したいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言、ございますか。

○つる委員

まず、請願の文章の確認からですが、最後に書かれている「憲法26条では『義務教育は無償』』」ということで、この憲法第26条の理想を実現していくとか近づけていくという意味では、国政において公明党が教科書無償配布を加速させた質疑があつて全面的に展開されたという経緯の中、その当時の議事録をひもとくと、憲法第26条には義務教育の無償をうたっているから、そうしたところも政策的なことを時の政府に求めて首相もそうした観点での答弁をやるというところがあるのですが、前後して、当時義務教育の憲法に基づく無償の範囲というのが示されていると思うのですが、それについて教えてください。

○篠田学務課長

憲法における第26条の無償化の範囲でございます。こちらに関しましては、申し訳ありません、今手元にきちんとしたものを持ち合わせてないのですけれども、基本的に個人にかかるもの以外を無償化していくといったものであるように記憶しております。

○つる委員

私の手元にあるのですが、昭和39年2月の最高裁判例です。そこには、授業料を意味するものと認められて、それ以外のものについては、大まかに言うとその保護者の負担なのだ、こういうふうに最

高裁の判例としては出ている中で、冒頭申し上げた教科書の無償配布についてはそうした質問等も含め、全面的に実施されたという経緯がある。その裁判の中にも、それ以外、教科書等の負担以外のものについてできるだけ軽減するように配慮、努力することは望ましいところではあるのですが、となっているのです。あるのですが、国の財政等の事情を考慮して立法政策の問題として解決すべき事柄であって云々というところで、最高裁の判例としては、授業料が無償化のというところなのだということがあるわけであって、そうしたやはりきちんと事実関係も確認をしていただいた上で、こういう請願の文章にさせていただいたほうがよかったのかなというところがあるわけです。当然それにうたっているからそれはイコールそのままなのだということではなく、きちんとやはりそこは当然教科書の部分はそうなのですが、それもきちんと意識した中で、何かそうしないといけないというところではなく、関連から見れば、その理想に近づけていく政策的な判断ということになっていくのだろうなというところでは、ちょっとこの文章の若干、正確性というか、そのところがどうなのだろうと思ったので、ちょっと確認をさせていただきました。

ただ、公明党としても、そういう給食等も含めた無償化ということは政策としては掲げている。だから、全国の、それこそ区だけではなくて自治体でどのような給食の状況になっているのかということ提案して、平成29年度の給食の無償化等の実施状況という調査を品川区も含め全国の自治体にご協力いただいて、初めて調査をしたことによって実態が明らかになったという経緯があるわけです。そうしたきちんとした根拠、やはり区だけではなく横の自治体、全国の自治体がどういう状況なのかということ把握することがこれできずでした。そうした中で東京都内も完全無償化をしているところというのはないわけではなくて、2つの自治体がある。ただ、これは離島なのです。利島村と御蔵島村です。人口規模ももちろん少ないし、お子さんの数もものすごく少ない。その中で一定程度大きい人口規模で言うと、滋賀県の長浜市が10万人を超えるところで初めて無償化に踏み切った。そこは年額で平成17年度予算ベースですけれども2億6,600万円。先ほどの品川区と比べると子どもの人数も当然違うので、品川区は先ほど概算だとは思いますが8億5,000万円という数字が出て。だから、そうした意味でも、やはり各自治体独自でそれに取り組むというのは結構な政策的な判断というのがどうしたっていろいろな世代、それこそ今年の10月から全世代型の社会保障という、社会保障の観点で見ても、やはりあらゆる世代にきちんと、財源はまた別ですが、そういう形をとっていくというところをみたときに、教育の中でも優先順位があるわけです。さまざまな教育の取り組みが文部科学省からも出てきて、それに対する優先順位はどうするかとか、それこそ教員の皆さんの働き方の部分どうするか。そういうのも含めてさまざまな課題があると思うのです。そうしたときに、先ほど8億5,000万円という財源。もし仮にこれを実施するときに、どこからこの財源を捻出できるのか。お考えがあれば教えてください。

○篠田学務課長

財源に関しましては、先ほど申し上げたとおり、要は学校給食の食材費に関しては特定財源等がございませんので全て一般財源にならざるを得ないということでございます。租税収入等がどのぐらい延びるのかですとかそういったことも十分見ながら、場合によっては基金の取り崩しですとか、そういったものをしないと一般財源は生み出されませんので、そういったことで財政全体の予算立てのときの工夫が必要になってくるかなと思います。

○つる委員

わかりました。今のはあくまでも参考までに伺いました。当然、この給食のことだけではなく新たな

施策を始めるときには、その財源はどうするのだと。そうした政策の、区行政としての、教育委員会としての政策的なバランスとか、非常にすごく難しい部分が求められるだろうなど。ただ、そこで求められていることというのは、公明党としても当然それを含め理想に近づけていくというところは私は訴えている部分がありますが、そうした中で全国を見ると給食の完全実施というのがまだ100%ではないという現実も一方ではある。東京都でも本当にわずかですが、完全実施してないところもあるわけです。そういった部分と、先ほどの大きい財源がかかってくるというところを含めて、公明党としては全国規模でいくと4,400億円ぐらいがそこにかかる合計金額だということ、これは国がしっかりと手当をしていくべき財源、金額なのだというような主張も我が党としてはしているところもあり、まずは平成29年度の学校給食の無償化の実施状況を経て、国としてそうした自治体への支援策、これも既に我が党としては求めている部分もあるので、そうしたところもしっかりと注視をしていかなければならないのかなと。先ほど別のところで石田しんご委員がおっしゃっていましたが、一度やはり何か新しいものをやるとそれを引き下げるときの難しさですとか、また先ほどのシステム等の話ではないですが、やはりその部分と絡んでくると、非常に悩ましい部分も私個人としてもあるわけです。ですから、ただ、そうした部分でも早急に全国的な、国を挙げてのそうした取り組みというのは求めていきたいということなのですが、8億5,000万円という財源の確保について、先ほどちょっとざっくりとした聞き方でお聞きしましたけれども、そこも含めて国の支援策、これをしっかりと見ていく必要性もあるのだろうと思うのですが、このあたりについては区としてはどういうふうにか考えるか教えてください。

○篠田学務課長

やはり、こちら財源等につきましては、なかなか区だけの努力では賄い切れない部分もあろうかと思えます。特に今、国のほうでは子育て支援に関してさまざまな形での支援が検討されている状況でございますので、学校給食もどのような形でかかわってくるのかということにつきまして、十分注視してまいりたいと考えておるところでございます。

○つる委員

一方で、またアレルギーのお子さんの対策等も今後あるわけです。これは給食費が無償か無償ではないかということにかかわらず、当然その部分はずっとあるわけですけれども、先行して行われている、特に町村の自治体が多いわけですが、そうしたところでも実施前の課題とかで挙げられている項目の中にもあるわけですから、さまざま精査しなければいけない観点もあるのかなと思えます。そのあたりは、先ほど申し上げたとおり、公明党としては区としての支援策を今しっかりと検討させているところというスタンスがあるので、今ちょっと聞いた中で区のお考えを確認できたので、わかりました。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成31年請願第11号の取り扱いについて、ご意見を伺いたしたいと思います。

本請願を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。

初めに、自民党・子ども未来からお願いします。

○渡部委員

本日結論を出します。結論から言うと不採択です。

決算特別委員会でいろいろ伺わせていただいて、そのときにも調べさせていただいて、今つる委員から話があったように、無償でやっているところというのはほとんど町村が多くて、そういうところというのはともかく自分の村、自分の町、我が町に子どもがたくさん来てほしいという施策の一つです。日本全国いろいろ文部科学省の資料から調べていくと、品川区は何もやってないのかといたら、品川区もきちんとやっているカテゴリーに入っているのです。何らかの支援をしているというところには入っているという状況もあります。説明にもありましたように、18.3%、30.2%といわゆる就学援助の中で給食費は支援されているわけで、前の決算特別委員会のときにもいろいろお話をさせていただいた中で、結局本当に給食費の負担が重たい方には支援が行っているのです。そこに対して先ほど滞納率もいろいろあるのだという話もあったのですが、品川区はほぼ滞納がないわけなのです。払える方がしっかり払っていただいているわけだから、そこはきちんとできている。やはり私たちの会派としては物の考え方として、学校を休んでいてもお家にいてもご飯代はかかるわけです。食べるものは皆どいう形であれ食べていかなければ生活できないわけですし、では人件費とか光熱水費等とか場所代とかというのはしっかり当然区のほうでといましようか、この義務教育の中で面倒を見ているわけだから、材料費ぐらいは責任を持って保護者の方に出してくださいというのは、私はそれぐらいやはりやったほうがいいのかと思います。会派としてもそう思っています。ただ、ご紹介がありましたように、国のほうでの動きがさまざまある中で、国のほうで法律が決まってくればそれに乗るのでしょうから、そこに対して文句も当然ないわけですが、ただ、今基礎的自治体として学校給食を無償化していくというのはいかがなものかなと思います。現に、隣の県だと義務教育で給食がないのが当たり前のところも多数存在しています。

〔「そんなの論外です。」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員

論外というか、ほかは関係ないのですけれども。ただ、品川区で言うのであれば、本当に厳しい方には無償化対応をしていますし、かかる給食費は、これ、高い安いではないです。安全なものを子どもたちに提供するために幾ら必要なかということで、たしかこの間の決算特別委員会で値上げしろと私は言っていたと思うのですが、しっかりとその時々状況を見ながら、しかるべき費用はご家庭にその分、負担をいただいて、お子さんが3人以上いるようなところはその分は補助しますよというスタンスで、基礎的自治体としては今のままでいいのかなと私は思っていますので、この請願は不採択です。

○つる委員

本日結論を出すので、請願に対しては不採択ということです。

先ほど質疑をさせていただいて、公明党としてはそういった形で給食の実施状況、これを調査をさせて、まず全国的な、日本全体としての把握をして、各自治体の状況、やっているところやっていないところ、なぜやれるのか、なぜやれないのかというところを精査をして、先ほど質疑の中で申し上げた財源についても、国として手当していくべきという方向性を党としては示している中で、当然自治体に対する支援という観点もあるわけですが、ただ当然そうした、先ほど質疑の中でいろいろあった子どもたちの給食も含めた学校現場での教育、子どもたちへの教育に対する思いというのはそれぞれの自治体の皆さん同じ思いの中で、なかなか給食費の食材の部分についての無償化が進んでいないという現状というのは、やはり財源的な部分ですとか、今渡部委員からもありましたけれども、そうした財源のバランスの課題も一方ではあるのかなというところなんです。そうした意味からも、国の動きもある中で、党とし

す。そういったところから、もっと広い範囲での義務教育というところの給食費については考えていくべきだということで、現状無償化というのは、先ほどもあったように財源のほうの関係からなかなか状況的には厳しいことで、国のほうの政策も、先ほど注視していくということがありましたので、そちらをきちんと見ていっていただければと思います。

○塚本委員長

それでは、請願第11号については結論を出すところのご意見でまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○塚本委員長

それでは、請願第11号は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの委員のご意見を伺いましたので、請願第11号につきましては、挙手により採決を行います。

平成31年請願第11号、小中学校の給食費の無償化を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

「専決処分 of 報告について（報告第2号）」

○塚本委員長

次に、予定表3、報告事項を行います。

専決処分 of 報告について（報告第2号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○廣田子ども家庭支援課長

私からは、報告第2号、専決処分についてご説明いたします。お手元にA4、1枚ご用意してございます。

本件は、地方自治法第180条に基づきまして、訴えの提起についての専決処分を行ったものでございます。件名につきましては、お手元の資料のとおり、品川区女性福祉資金の返還請求1件で、訴額は36万円となります。この36万円につきましては、平成23年1月に大学の学費6カ月分を支払うための目的の資金として貸し付けたものです。再三にわたる督促にもかかわらず、返還に至らないため、提訴に至りました。

事件一覧を見ていただきまして、専決処分は平成30年12月26日に行っております。提訴した相手方は借受人、借受人はお母様に当たります。連帯借受人はお子さんに当たります。貸付額は36万円で返還済額はゼロ円です。貸付金の返還および延滞利子の支払いを求めるものです。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○飯沼委員

1点だけ。貸し付けの返済に応じない理由というのは把握されているのか、どのように把握しているのか教えてください。

○廣田子ども家庭支援課長

この方は貸し付けを受けた後に、区外、東京ではないところに転居されておりましてしばらく連絡がとれなかったところでございます。再三にわたり督促を行っており、お母様とは電話番号がわかりお話しはできましたが、連帯借受人とは連絡が一切取れない状況にあるといった状況です。

○塚本委員長

なぜ返さないのかという理由等がもしわかれば。

○廣田子ども家庭支援課長

連絡がお母様とはとれましたが、お話が、電話番号がわかっただけで応じず、連帯借受人とも連絡がとれないので、なぜ返さないのかということが全くわからない状況です。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○塚本委員長

最後に、予定表4のその他を議題に供します。

まず、本定例会の代表・一般質問にかかる所管質問ですが、今定例会の代表・一般質問中、文教委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日この委員会で理事者からご答弁いただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○飯沼委員

共産党の安藤たい作議員の教育の関係です。「競争で子どもを追い込む品川『教育改革』から、子どもの権利条約活かした教育への転換を」の質問の中で、質問の4、「教員の多忙化解消へ土日祝日を含めた在校時間を把握すること」ということに対してのご答弁が、出退勤システムで管理していますということだったのですが、この出退勤システムの管理というのがどういうものなのか教えていただきたいのと、あと、土日祝日の在校時間に関しては、働き方改革に向け実態把握として教員からの報告を徹底するという答弁をいただいたのです。この教員からの報告の徹底をすることは、現状がどうなっていてどう改善するのか、この中身を聞きたいのと、適切な在校時間を把握することが大切と認識していますという答弁があったのですが、この認識していますということで、適切な在校時間が把握できているのかどうか、その3点をお願いします。質問は1個だったのですが、答弁のところの中身がよくわからなかったのでよろしくをお願いします。

○塚本委員長

では、理事者の方、明日の委員会でご答弁をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたしま

す。

そのほかに何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○塚本委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後3時19分閉会